

地域未来戦略

令和 8 年 7 月 21 日

閣 議 決 定

地域未来戦略¹

(目次)

第1章	はじめに	1
第2章	本戦略に関する目標及び施策に関する基本的方向	4
第3章	政府が講ずべき本戦略に関する施策を総合的かつ計画的 に実施するために必要な事項	5
第1節	強い地域経済の構築に貢献する主な施策の推進	5
	ア. 産業クラスターの形成に伴う高付加価値型産業創出	5
	Ⅰ. 強い経済を実現するための基本的方向性【道筋】	5
	Ⅱ. 計画実現に向けた支援施策【政策手段】	15
第2節	豊かな生活環境の実現に貢献する主な施策の推進	31
	イ. 持続可能な生活インフラの実現	31
	ウ. 地域の暮らしの満足感向上	34
第3節	選ばれる地方の実現に貢献する主な施策の推進	37
	エ. 魅力が感じられる地方の実現	37
第4節	横断的施策の推進	41
第5節	その他の施策の推進	45
第6節	本戦略の実効性を高めるためのロジックモデルの作成等	51
第7節	PDCA サイクルの徹底	52

¹ この「地域未来戦略」は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」として策定した「地方創生に関する総合戦略」（令和7年12月23日閣議決定）について、同条第6項の規定に基づき変更するものである。

第1章 はじめに

人口減少が進行し、将来の不確実性が高まる中において、今の暮らしや未来への不安を希望へと転換することが求められている。すなわち、47 都道府県のどこに住んでいても、安全に生活することができ、必要な医療・福祉や質の高い教育を受けることができ、働く場所がある社会の実現を目指す。

このような社会を実現するためには、何よりもまず、強い地域経済を構築することが重要である。我が国経済において、地方部の GDP（国内総生産）が半分程度を占めており²、地方部の経済成長が重要である一方、地方部では人口減少が急速に進んでおり、消費の減少を通じて地域経済全体の縮小につながることを懸念されている。そのため、強い経済基盤を全国各地に構築することにより、地域経済を大きく発展させ、地方から日本を成長軌道に押し上げていく。

強い地域経済を構築するためには、従来とは異なる大胆な発想での取組を進めていくことが必要である。「日本成長戦略」³（以下「成長戦略」という。）とともに、官民投資を誘発し、供給力を強化し、実質賃金で年 1 %程度の上昇の定着と中小企業の労働生産性の増加を目指し、雇用と所得を増やし、消費マインドを改善し、事業収益が上がり、税率を上げずとも税収が自然増に向かう、GDP 拡大の下での好循環を実現していく。各地方で大小の産業クラスターを戦略的に形成することによって、地域での投資を促進し、働く場所を創り、それを支える人材育成のエコシステムを生み出していく。

このような経済に重きを置いた取組を進めていくために、地域未来戦略に関する関係副大臣等会議において、地方に大規模な投資を呼び込み、各地に産業クラスターを戦略的に形成していくとともに、地方の大きな伸び代である多様で魅力ある地域資源を最大限に活用し、地場産業を含む地域の産業、地域経済の持続的な成長を図っていくための「地域未来戦略の政策パッケージ」⁴を取りまとめた。成長戦略における 17 の戦略分野⁵に関連する企業の大規模投資を起点として産業クラスターを形成する戦略産業クラスター計画、都道府県が主体となって産業クラスターを形成する地域産業クラスター計画、市町村又は都道府県がその地域に根ざす農林水産業、食品加工業、観光・スポーツビジネス、伝統工芸品等、地域資源を活用した多様な産業の発展を促す地場産業成長プランの 3 種類の計画で強い地域経済の構築を目指す。

これらの計画を実現していくため、地域未来戦略に基づく投資は、新たに設ける

² 内閣府「県民経済計算」を基に、地方部における 2022 年の県内総生産（生産側、実質）を集計。地方部は、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県の 8 都府県（都市圏）を除いた 39 道県とした。

³ 令和 8 年 7 月 21 日閣議決定。

⁴ 地域未来戦略に関する関係副大臣等会議決定（令和 8 年 6 月 24 日）。

⁵ AI・半導体、デジタル・サイバーセキュリティ、情報通信、量子、防衛産業、航空・宇宙、海洋、造船、マテリアル（重要鉱物・部素材）、合成生物学・バイオ、創薬・先端医療、資源・エネルギー安全保障・GX、フュージョンエネルギー、防災・国土強靱化、港湾ロジスティクス、フードテック、コンテンツの 17 分野。

『「強く豊かな日本」投資枠』も活用して強力に推進をしていく。また、戦略産業クラスター計画に関しては、「官民投資ロードマップ」に記載の「危機管理投資」、「成長投資」を起爆剤に、それを支えるインフラ整備や、産業クラスター形成に必要な鉄道や造船ドック、ロケット射場のような民間クラスター拠点の整備、17の戦略分野を支えるサプライチェーン投資について、各計画地域から具体的に提案されるものについて、既存の予算とは別枠で大胆に進める。あわせて、地域発のアイデアに基づく、地域産業クラスター計画や地場産業成長プランを強力に推進するため、それを支えるインフラ整備を同様に進めるとともに、地域未来交付金を拡充して、地方公共団体が主体的に行う投資促進、販路拡大支援、経営力向上のためのソフト支援策等を支援し、地方公共団体と連携して地域発のアイデアを積極的に後押しするため、国の中堅・中小企業向け設備投資補助金や人材育成支援策に地域未来枠を設けるべく検討する。

今後、「地域未来戦略予算のイメージ」に基づき、事業者や地方公共団体にとって予見可能性の高い「地域未来戦略予算パッケージ」を作成する。

こうした予算は、当初予算で大胆かつ計画的に措置し、予見可能性の高い予算措置の下で、国と地方公共団体が二人三脚で、日本列島に「産業クラスターの花」を咲かせていく。

47 都道府県全体で投資が着実に進んでいるかを確認しながら、対策を講じていくために、各地域で投資がどの程度進んでいるかをきめ細かく把握し、国内投資マップを定期的に改訂・公表する。

また、地域未来戦略の3つの類型の計画策定に当たり、各地の経済団体、地方公共団体及び各府省庁の地方機関の意思疎通・連携を促し、経済界の「広域民間連携推進」への機運をいかし、真に実効性のある計画策定につなげていく。

以上を踏まえ、強い地域経済の構築に重点を置いた新たな取組に加え、これまでの地方創生で進めてきた取組も含めた全体戦略として、2030年度までを計画期間とする「地域未来戦略」⁶（以下「本戦略」という。）を取りまとめる。

⁶ 各地方公共団体においては、本戦略を勘案し、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」（令和7年12月版）も参照しながら地域の実情に応じた地方版総合戦略を策定するよう努めるとともに、地方公共団体自らの創意工夫により、地域の特性をいかした取組を地域の多様なステークホルダーと連携しながら進めていく。

地域未来戦略予算のイメージ（予算編成過程で検討） （以下いずれも、予見可能性の高い複数年度での特別枠で措置）

A.戦略産業クラスター計画	B.地域産業クラスター計画	C.地場産業成長プラン
<p>○大胆な投資と一体でのインフラ・拠点整備</p> <p>① 計画に位置付けられる公共インフラ整備を重点的に推進。</p> <p>※道路、工業用水、上下水道、港湾など幅広い公共インフラが対象。</p> <p>※地方公共団体の負担には適切な地方財政措置を講ずる。</p> <p>② 計画に位置付けられる企業等が所有する拠点整備（例：半導体拠点と空港とのアクセス鉄道、共用造船ドック）を推進。</p> <p>※①、②ともに、複数年度の特別枠で一括して管理する仕組みを設ける。既存の予算とは別枠で、当初予算で大胆かつ計画的に進める。</p>	<p>○クラスター形成に向けた投資・環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域未来交付金を拡充し、従来の取組や必要な環境整備に加え、地方公共団体が主体的に行う、設備投資、研究開発、人材育成を含めた幅広い企業向け支援や、道路、港湾等のインフラ整備への支援を推進。 <p>※地方の自主財源として地域未来基金も積極的に活用できるよう、都道府県から市町村への適切な配分を促すとともに、今後、必要な地方財政措置を講ずる。</p> <p>※インフラ整備は、Aと同様に、既存の予算とは別枠で、当初予算で大胆かつ計画的に進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 伴走支援や海外展開など、地域共通の課題に、国が一歩前に対応。 	<p>○クラスター形成に向けた投資・環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域未来交付金を拡充し、従来の取組や必要な環境整備に加え、地方公共団体が主体的に行う、設備投資、研究開発、人材育成を含めた幅広い企業向け支援や、道路、港湾等のインフラ整備への支援を推進。 <p>※地方の自主財源として地域未来基金も積極的に活用できるよう、都道府県から市町村への適切な配分を促すとともに、今後、必要な地方財政措置を講ずる。</p> <p>※インフラ整備は、Aと同様に、既存の予算とは別枠で、当初予算で大胆かつ計画的に進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 伴走支援や海外展開など、地域共通の課題に、国が一歩前に対応。
<p>○クラスター形成に向けたサプライチェーン投資</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模投資を行う中核企業のサプライチェーンを構成する企業（例：造船クレーンの製造企業）の関連投資を分野横断的に支援。 <p>※当初予算として計上し、複数年度で管理する仕組みとする。</p> <p>※特別枠も活用しながら大胆に進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域産業クラスターの核となる企業に重点化を行う各府省庁の設備投資促進予算（例：中小企業向け補助金）に地域未来枠を設けるべく検討。 <p>※当初予算として計上し、複数年度で管理する仕組みとする。</p>	
<p>○クラスター形成に向けた人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業人材の需要に基づき、高専、専門学校、専門高校を含む実業系教育機関を活用した地域の産学官連携について、<u>地域未来枠を設けるべく検討</u>。 	<p>○クラスター形成に向けた人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業人材の需要に基づき、高専、専門学校、専門高校を含む実業系教育機関を活用した地域の産学官連携について、<u>地域未来枠を設けるべく検討</u>。 	<p>○クラスター形成に向けた人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業人材の需要に基づき、高専、専門学校、専門高校を含む実業系教育機関を活用した地域の産学官連携について、<u>地域未来枠を設けるべく検討</u>。

第2章 本戦略に関する目標及び施策に関する基本的方向⁷

目標については、47都道府県のどこに住んでいても、安全に生活することができ、必要な医療・福祉や質の高い教育を受けることができ、働く場所がある社会を実現することとする。そのためには、何よりもまず、強い地域経済の構築が不可欠である。

また、基本的方向については、以下のとおりとする。

17の戦略分野における官民投資を推進する成長戦略との連携の下、地方に大規模な投資を呼び込み、各地に産業クラスターを戦略的に形成していくとともに、地方の大きな伸び代である多様で魅力ある地域資源を最大限に活用し、地場産業を含む地域の産業、地域経済の持続的な成長を図っていく。

こうした強い経済基盤が地方に構築されることにより、新たな人材や企業の集約が進み、新たに働く場所が創られ、良質な雇用が創出される。さらに、所得の増加が消費マインドの改善をもたらし、それが更なる投資や経済発展につながる。その際、企業投資や人材を受け止める基盤となるよう地域構造の再設計を進めるとともに、豊かな生活環境や、若者や女性にも選ばれる地方を実現することにより、強い地域経済を下支えしていく。

これにより、手取りが増える、質の高い教育が受けられるといった、具体的かつ着実な変化を地域の住民一人一人が実感できるようにし、日々の暮らしと未来への不安を希望へと変え、「日本列島を、強く豊かに」していく。

⁷ 「まち・ひと・しごと創生に関する目標」（法第8条第2項第1号）及び「まち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的方向」（同項第2号）を指す。「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）の第3章「1. 目指す姿」、「2. 地方創生2.0の基本姿勢・視点」、「3. 政策の5本柱」及び「4. 各主体が果たす役割」で示した内容も踏まえつつ進める。

第3章 政府が講ずべき本戦略に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項⁸

第1節 強い地域経済の構築に貢献する主な施策の推進

ア. 産業クラスターの形成に伴う高付加価値型産業創出

Ⅰ. 強い経済を実現するための基本的方向性【道筋】

1. 基本的考え方

強い地域経済の構築に向け、以下の視点から関連施策を展開していくこととする。

- ・17の戦略分野について政府主導で官民投資を促進しつつ、地方公共団体と協力して具体的な立地を定め、同時に、地域の産業のサプライチェーンを支える中堅・中小企業の役割を重視し、戦略分野に関連する産業及び地域をけん引する産業の育成や地場産業を含む地域の産業の育成への地域主導のきめ細やかな取組・挑戦に対して国が一步前に出て積極的な支援を行う。
- ・その際、必要となるインフラ整備や従来からの地方創生の取組も含めた環境整備を一体的に行う。
- ・個々の企業の育成支援だけでなく、施設等の共同利用・共同事業による効率化や、サプライチェーン上の機能で地域にないものを補完するための取組等の地域主導で地域全体の産業を強化する施策を支援する。
- ・各地域において産業クラスターや地場産業を含む地域の産業の形成・育成に必要な産業人材の需要を明確化した上での戦略的な人材育成により、産業政策と人材戦略を一体的に推進する。
- ・競争優位を確立し、地域外、更には海外から持続的に収益を獲得可能な、又は地域での新たな生産により輸入を代替して持続的に収益を獲得可能な、真に地域経済に裨益する産業の育成を図る。

くわえて、人口減少社会において、地域経済の成長を実現するためには、限られた財政・人的リソースを成長分野に振り向ける必要がある。他方、多くの市町村では公共施設の老朽化、人口構造の変化、人手不足等により、多くのリソースが既存基盤の維持に費やされているのが現状である。このため、公共施設等の集約・再配置等の地域経済を支える基盤機能との連携、持続可能な地域公共交通・物流の実現を、地域の事情に合わせて成長分野への投資と一体的に再構築する取組も促進する。

また、AIの積極的な活用は人手不足を乗り越える飛躍的発展の好機である。地方をAIトランスフォーメーション（以下「AX」という。）の始まりの場所

⁸ 「政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項」（法第8条第2項第3号）を指す。

とすべく、地方公共団体や現場現業型でスピード感のある中堅・中小企業の AX を戦略的に後押しする。

2. 地域未来戦略に関する 3 つの種類の計画

地域経済を支える産業は、実現を目指す製品・サービス等の内容や事業規模、広域性等の観点から、多様な形態を有している。これらは、その特性に応じて、形成に当たっての課題や必要とされる支援の内容が大きく異なる。

具体的には、世界共通の課題解決に資する製品・サービス等を目指し、成長戦略における 17 の戦略分野に位置付けられる産業については、国が一步前に出て大胆な投資を誘引し、戦略的に各地方に産業クラスターを形成する。

また、17 の戦略分野以外においても、海外市場への展開や国内トップシェアの獲得を目指し、地域経済をけん引する都道府県主導の産業クラスターが想定される。

くわえて、これらの産業クラスターと比べると規模は小さいものの、地域に複数存在し、地域資源を活用しながら付加価値を創出し、地域を面的に支える市町村単位の地場産業を含む地域の産業も重要な役割を担う。

こうした多様な産業クラスターや地場産業を含む地域の産業の形成を進めるため、以下 A～C のとおり 3 つの種類の計画を定め、それぞれの特性や課題に応じた支援策を講じていく。

計画策定に当たっては、当該分野や地域産業の現状認識と目指す姿である【目標】を整理し、産業クラスター形成で重点的に集積等を図る製品・サービス等の特定に加え、投資の具体像と定量的インパクトの見込みである【道筋】を示した上で、実行に向けた課題を整理し、これを解決するために必要な政策である【政策手段】を記載する。その際、単に目標を設定するだけでなく、競争優位性の確立及び収益性確保に向けた道筋に加え、課題及び必要な政策手段を明確化することが重要である。その政策手段が実際に進んでいるかを把握するため、KPI 及び 5W1H（「施策の意義、内容、期限、担当部署、検討の場及び進め方」をいう。以下同じ。）を設定し、定期的に進捗を確認する。進捗が芳しくない場合にはボトルネックを特定して解消を図るとともに、必要に応じて追加施策を講ずる等の PDCA により実現性を担保していく。

成長戦略におけるスタートアップ、金融、人材育成等の分野横断的課題は、地域経済においても共通する課題であり、成長戦略の分野横断的課題へ対応していく取組を通じて、3 つの種類の計画の下での官民投資を加速するとともに、日本全国に拡大させていく。

また、3 つの種類の計画について、定期的に新規計画を取りまとめて公表するとともに、既存計画の進捗状況の確認を行う。その際、地域未来戦略の取組により誘発された各地域における官民投資について、地図上に図示する形で可

視化を進める。

A. 戦略産業クラスター計画

(1) 位置付け

本類型は、成長戦略における17の戦略分野に関連する企業の大規模投資を起点として形成される産業クラスターの計画である。国が一步前に出て、道路、工業用水等の関連インフラの整備や、産業人材の育成を始めとする事業環境の整備を計画的に進めることにより、世界をリードする産業が当該地域に定着し産業クラスターを形成することで、地域経済の活性化にとどまらず、我が国経済全体の成長に貢献することを目指す。

(2) 要件

①日本成長戦略本部における検討との整合性

日本成長戦略本部における、17の戦略分野の「官民投資ロードマップ」等と整合していること。

②国際的な競争優位性

世界をリードし得ること又は世界水準での競争優位性を持つこと。

③実現可能性

計画の核となる投資案件が、補助金等の採択が行われている等により投資実現の確度が保証されていること。

④投資の規模

一定の大規模投資の見込みがあること。

⑤地方ブロックにおける戦略産業クラスター有識者検討会との整合性

地方公共団体、地方経済界等と連携して策定された戦略産業クラスター計画の素案（以下「計画の素案」という。）において、産業クラスターの候補として明記されていること。

⑥良質な雇用の創出・維持

地域の経済発展のため、賃上げも含めた持続可能な地域の労働環境整備に貢献すること。

⑦インフラ・分野特有の拠点整備との一体的な開発

インフラ・分野特有の拠点整備が密接かつ不可分な分野においては、それらの整備と計画の核となる投資案件が一体となっていること。

(3) 計画の記載項目

①戦略産業クラスター計画の概要

- ・ 当該地域において当該産業分野を特定した理由
- ・ 計画の構想【目標】

※目指すべき産業クラスターの姿、それに基づく数値目標（KGI）及びその設定根拠・効果検証方法

- ・ 17 の戦略分野の「官民投資ロードマップ」との関係性
- ・ 国際的な競争優位性
- ・ 計画の素案との整合性

②戦略産業クラスター計画の対象区域

- ・ 対象区域
- ・ 特定の理由

③核となる大規模投資案件【道筋】

- ・ 投資概要（担当府省庁・担当部署・投資企業名）
- ・ 地域経済への波及・相乗効果
- ・ 投資時期・稼働開始時期
- ・ 投資総額
- ・ 関連する投資案件（補助金等の既採択投資案件に限る。）

④計画実現に向けた課題と解決に向けて講ずべき対策【道筋】

- ・ 産業集積に向けた課題
- ・ 課題解決に向けたステークホルダーの取組
- ・ インフラ・分野特有の拠点整備案件
- ・ 国の政策的対応のニーズ

⑤計画の KGI 及び KPI

- ・ KGI（2040 年目標）
※官民設備投資額、付加価値増加額及び人材育成数を設定する。
- ・ KPI（KGI の達成に向けた政策手段の進捗管理を行うための目標）

⑥計画実行に当たり活用が想定される政策【政策手段】

（４）策定プロセス

①経済産業局又は沖縄総合事務局が中心となり、関係府省庁の地方支分部局の協力の下、産業界、地方公共団体、教育界等から成る戦略産業クラスター有識者検討会において、地方ブロックごとに計画の素案を策定する。

②内閣官房及び経済産業省は、日本成長戦略本部で策定される 17 の戦略分野の「官民投資ロードマップ」と計画の素案の両方に整合する候補プロジェクト提案を都道府県から受け付け、計画の素案を基に戦略産業クラスター計画を策定する。

※産業クラスターの区域は地理的集積を想定しているが、部品等のサプライチェーンが複数都道府県にまたがり、取引量が多い等の理由で密接不可分なものは、飛び地も含め一体の産業クラスターとみなす。そのような場合において、複数都道府県による共同でのプロジェクト提案を可能とする。

※策定の際、政策手段が実際に進んでいるかを把握するための KPI 及び

5W1Hを設定する。

(5) 進捗確認プロセス

- ①内閣官房及び経済産業省は、計画期間中、半年に1回程度の頻度で、策定時に設定した5W1Hに基づき関係府省庁及び都道府県の担当部署に進捗報告を依頼する。
- ②関係府省庁及び都道府県は、計画の進捗を確認の上、進捗が芳しくない場合にはその要因を含む確認結果を内閣官房及び経済産業省へ報告する。
- ③内閣官房及び経済産業省は、関係府省庁及び都道府県から報告を受けた進捗の確認結果を取りまとめ、必要に応じて戦略産業クラスター計画の内容を見直す。
- ④内閣官房及び経済産業省は、進捗の確認結果と必要に応じて見直した戦略産業クラスター計画を地域未来戦略に関する関係副大臣等会議に報告の上、公表する。

B. 地域産業クラスター計画

(1) 位置付け

本類型は、都道府県知事が主導し、都道府県が主体となって形成を進める産業クラスターの計画である。当該地域において、海外輸出により外貨を獲得し得るもの又は国内市場において上位シェアの獲得を目指し得るものとして重点的に育成すべき産業分野を特定し、育成を図る。産業クラスターを構成する個別企業の育成に加え、施設等の共同利用・共同事業による効率化や、サプライチェーン上の機能で地域にないものを補完するための取組等を都道府県等が行うことで、地域全体としての産業競争力の底上げを行う。

(2) 要件

①有望度

産業クラスターの形成・育成を図る製品・サービス等が明確で、市場ニーズを特定していること。実現する製品・サービス等が海外輸出で外貨を獲得し得るもの又は国内で上位シェアを目指し得るもの、すなわち、域外から持続的に収益を獲得可能なものであること。

②域内への波及

域内への波及効果として、域内取引額、売上額及び持続可能な労働環境の整備（雇用の創出、賃上げ等）が計画されていること。

③実現可能性

計画推進の核となる企業が存在していること。なお、計画策定時点において、計画推進の核となる企業が当該地方公共団体に立地しておらず、今後誘致により当該地方公共団体に進出する場合も許容される。

④外部依存リスクの低減

実現する製品・サービス等を構成するバリューチェーン上で、必須又は高付加価値の部品・技術・工程を、域内又は国内で調達・提供することを目指し得ること。

⑤費用対効果

計画の実現により、業種内比較及び域内比較において、高い付加価値の創出を目指し得ること。

⑥都道府県のコミットメント

計画推進の核となる企業に対し、都道府県知事が主体となり、地域金融機関等を巻き込んで、計画期間中の継続的な伴走支援を提供する仕組みを構築すること。具体的な伴走支援の体制（商工会・商工会議所による経営指導を含む。）が産業クラスターの形成に必要な十分になっていること。

⑦KGI 及び KPI

計画の最終年度において達成を目指す目標値（KGI）、KPI 及び KPI 未達時の撤退基準を設定していること。

（３）記載項目

①地域産業クラスターの形成を目指す産業領域

- ・ 該当する産業業種
- ・ 特定の理由

②計画推進の核となる地域及び企業

- ・ 計画推進の核となる地域
- ・ 計画推進の核となる企業
- ・ 特定の理由

③当該分野の現状認識と目指すべき姿【目標】

- ・ 現状の整理
- ・ 目指すべき姿
- ・ 設定の根拠
- ・ 効果検証の方法

④勝ち筋の特定と投資の具体像、定量的なインパクト【道筋】

- ・ 当該産業領域における勝ち筋・当該地域に構築すべき機能
- ・ 投資の具体像
- ・ 地域へのインパクト

※計画に海外への輸出や輸入代替の要素がある場合、本項目に記載する。

⑤投資促進に向けた課題と解決に向けて講ずべき政策【政策手段】

- ・ 投資促進に向けた課題
- ・ 講ずべき政策
- ・ KPI

⑥現地化の取組

・現地化の方針

※域外企業の誘致の際には、労働・技術の現地化のロードマップ、地元資本の参画方針及び利益の再投資方針がある場合には、留意事項として記載する。

(4) 策定プロセス

①都道府県は、力を入れる産業領域を特定した地域産業クラスター計画案を作成する。

※政令指定都市が都道府県と異なる地域産業クラスター形成を目指す場合には、独自に計画を策定することを可能とする。この場合においては、本節中の「都道府県」は「政令指定都市」と、「都道府県知事」は「政令指定都市市長」と、それぞれ読み替えるものとする。

※産業クラスターの区域は地理的集積を想定しているが、部品等のサプライチェーンが複数都道府県にまたがり、取引量が多い等の理由で密接不可分なものは飛び地も含め一体の産業クラスターとみなす。そのような場合において、複数都道府県による共同作成を可能とする。

※策定に当たっては、当該分野や地域産業の現状認識と目指す姿を整理し、産業クラスター形成で重点的に集積等を図る製品・サービスの特定に加え、投資の具体像と定量的インパクトの見込みを示した上で、実行に向けた課題を整理し、これを解決するために必要な政策を記載する。

②都道府県知事のコミットメントを明確にするため、都道府県は計画をけん引する企業に対する計画期間中の継続的な伴走支援体制を構築する。

③都道府県は、地域産業クラスター計画案を内閣官房及び経済産業省に提出し、内閣官房及び経済産業省は事前確認を行う。

④都道府県知事は、事前確認が完了した地域産業クラスター計画を公表する。

⑤都道府県は、地域産業クラスター計画を内閣官房及び経済産業省に正式に提出する。

⑥内閣官房及び経済産業省は要件を確認した上で、地域産業クラスター計画を公表する。

※都道府県は、当該計画の内容を地域未来投資促進法⁹に基づく基本計画に反映することが可能。

C. 地場産業成長プラン

(1) 位置付け

⁹ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）。

本類型は、市町村又は都道府県がその地域に根ざす農林水産業、観光業、スポーツ産業、伝統的工芸品製造業、部品加工業等を始めとする地域住民の生活を支える多様な産業の発展、地域経済の成長を促すものである。地域資源を活用し、付加価値の創出及び域外・海外需要の獲得を図ることにより、個々の規模は戦略産業クラスターや地域産業クラスターと比較して小規模であっても、面的に地域経済を支える数多くの地場産業の更なる成長を目指す。

（２）要件

①有望度

実現する製品・サービス等が明確で、市場ニーズを特定していること。実現する製品・サービス等が、既存の製品・サービス等と比較して付加価値を高めるもの又は販路拡大が見込まれるものであること。

②域内への波及

域内への波及効果として、域内取引額、売上額及び持続可能な労働環境の整備（雇用の創出、賃上げ等）に関する目標値を設定できていること。

③実現可能性

計画推進の核となる事業主体（企業、組合、個人事業主等）が存在していること。なお、計画策定時点において、事業主体が当該地方公共団体に立地しておらず、今後誘致により当該地方公共団体に進出する場合も許容される。

④外部依存リスクの低減

特定の事業主体（大企業、フランチャイザー等）に過度に依存する計画となっていないこと。

⑤地方公共団体のコミットメント

事業主体に対する相談窓口を設置していること。

⑥KGI 及び KPI

計画の最終年度において達成を目指す目標値（KGI）、KPI 及び KPI 未達時の撤退基準を設定していること。

（３）記載項目

①地場産業の成長を目指す分野

- ・ 該当する製品・サービス等
- ・ 特定の理由

②計画推進の核となる地域及び事業主体

- ・ 計画推進の核となる地域
- ・ 計画推進の核となる事業主体
- ・ 特定の理由

③当該分野の現状認識と目指すべき姿【目標】

- ・現状の整理
- ・目指すべき姿
- ・設定の根拠
- ・効果検証の方法

④付加価値を増す道筋の特定と定量的なインパクト【道筋】

- ・当該分野における付加価値を増す道筋
- ・取組の具体像
- ・地域へのインパクト

⑤事業推進に向けた課題と解決に向けて講ずべき政策【政策手段】

- ・事業推進に向けた課題
- ・講ずべき政策
- ・KPI
- ・地場産業を含む地域の産業を支える仕組みづくり

※財政・人的リソースを成長分野に振り向けるために、公共施設等の集約・再配置等の地域経済を支える基盤機能との連携、持続可能な地域公共交通の実現等の取組を行う場合、記載する。

⑥現地化の取組

- ・現地化の方針

※域外企業の誘致の際には、労働・技術の現地化のロードマップ、地元資本の参画方針及び利益の再投資方針がある場合には、留意事項として記載する。

(4) 策定プロセス

①市町村又は都道府県は、地域資源を最大限活用する地場産業を含む地域の産業について付加価値向上や販路拡大を目指す、地場産業成長プラン案を作成する。

※地場産業を含む地域の産業は、サプライチェーンが複数の地方公共団体にまたがるものや、域外の人材・物流等のリソースを活用することで成立するものがあるため、そのような場合においては、複数の地方公共団体による共同作成を可能とする。

②市町村又は都道府県は、地場産業成長プラン案を内閣官房及び経済産業省に提出し、内閣官房及び経済産業省は事前確認を行う。

③市町村長又は都道府県知事は、事前確認が完了した地場産業成長プランを公表する。

④市町村又は都道府県は、地場産業成長プランを内閣官房及び経済産業省に正式に提出する。

⑤内閣官房及び経済産業省は要件を確認した上で、地場産業成長プランを公表する。

3. 個別計画で設定すべき目標値等

戦略産業クラスター計画、地域産業クラスター計画及び地場産業成長プランの各計画の策定主体は、計画の最終年度において達成を目指す目標値（KGI）を設定する。その達成に向け、政策手段の進捗管理を行うための KPI を計画の特性に合わせて設定し、5W1H を記載する。定期的な進捗確認において、数値の現状を確認し、実行状況を踏まえた計画の具体化・高度化を行う（以下「PDCA メカニズム」という。）。こうした一連のプロセスにより個別計画の信頼性を確保していく。

以下の KGI は必ず設定し、フォローアップを行うものとするが、各計画において、必要に応じて独自の KGI を設定することも可能とする。

A. 戦略産業クラスター計画

○官民設備投資額の増加

✓当該計画による官民設備投資額

○地域の人材力強化

✓当該計画による産業ニーズに即した人材育成数

○地方における付加価値向上

✓当該計画による付加価値増加額

B. 地域産業クラスター計画

○官民設備投資額の増加

✓当該計画による官民設備投資額

○地域の人材力強化

✓当該計画による産業ニーズに即した人材育成数

○地方における付加価値向上

✓当該計画による付加価値増加額

C. 地場産業成長プラン

○地方における付加価値向上

✓当該プランによる付加価値増加額

※地場産業を含む地域の産業においても、域外の雇用・物流等のリソースに依拠することも多いため、域外も含めた雇用創出数のような広域的な KGI の設定も可能とする。

Ⅱ. 計画実現に向けた支援施策【政策手段】

戦略産業クラスター計画、地域産業クラスター計画及び地場産業成長プランのそれぞれの特性に応じ、これらの計画のポテンシャルを最大限発揮できるよう、個別企業への支援、成長資金の供給、インフラ整備、環境整備支援、規制・制度改革、産業人材の育成等について、国が一步前に出て支援を講じていく。その際、必要に応じて、地域未来交付金の拡充や新たな財政措置の創設を含めた検討を進める。

地域未来戦略に基づく投資は、新たに設ける『「強く豊かな日本」投資枠』も活用して強力的に推進をしていく。また、戦略産業クラスター計画に関しては、「官民投資ロードマップ」に記載の「危機管理投資」、「成長投資」を起爆剤に、それを支えるインフラ整備や、産業クラスター形成に必要な鉄道や造船ドック、ロケット射場のような民間クラスター拠点の整備、17の戦略分野を支えるサプライチェーン投資について、各計画地域から具体的に提案されるものについて、既存の予算とは別枠で大胆に進める。あわせて、地域発のアイデアに基づく、地域産業クラスター計画や地場産業成長プランを強力的に推進するため、それを支えるインフラ整備を同様に進めるとともに、地域未来交付金を拡充して、地方公共団体が主体的に行う投資促進、販路拡大支援、経営力向上のためのソフト支援策等を支援し、地方公共団体と連携して地域発のアイデアを積極的に後押しするため、国の中堅・中小企業向け設備投資補助金や人材育成支援策に地域未来枠を設けるべく検討する。

こうした予算は、当初予算で大胆かつ計画的に措置し、予見可能性の高い予算措置の下で、国と地方公共団体が二人三脚で、日本列島に「産業クラスターの花」を咲かせていく。

また、令和8年度地方財政計画に計上された地域未来基金費により地方公共団体独自の取組等を支援する。

くわえて、財政面における支援にとどまらず、地方支分部局を含め政府一体となり、地域の経済団体等との協力の下、広域連携の取組とも連携しつつ、大胆な計画の実現に取り組む地方公共団体に対し、ハード面だけでなくソフト面でも伴走型の支援を行っていく。

なお、支援施策については、今後、必要に応じて追加・拡充を行っていく。

1. A. 戦略産業クラスター計画における課題と主な支援施策

(1) 産業クラスターを構成する企業の設備投資促進

○課題

先端領域であり、不確実性を比較的高く伴う17の戦略分野における投資に当たっては、民間のリスクマネーのみでの大規模投資はリスクが高く、

十分な投資が発生しないおそれがある。

○対応方針

重要かつ勝ち筋がある分野においては、政府が戦略的に補助制度等を準備し、民間の大規模投資を誘引していく。

○主な施策例

- ✓特定半導体の生産施設の整備に対する支援
- ✓船舶や港湾荷役機械の生産能力拡大に向けた設備投資及び研究開発への支援
- ✓経済安全保障の確保に貢献する金属資源等の再資源化に対する投資促進支援
- ✓グリーン鉄等の、排出削減が困難な産業のエネルギー・製造プロセス転換支援
- ✓次世代再生可能エネルギー等 GX 製品の製造に対する設備投資支援
- ✓フードテック等の社会実装に係る設備等の整備への支援
- ✓中堅・中小企業やスタートアップが行う、工場新設や設備投資等の大規模投資の促進に向けた支援

(2) 成長資金への対応

○課題

地域における投資増大、資金循環を促進する観点から、戦略産業クラスターの形成に向けて、リスクマネーを含めた成長資金へのニーズを踏まえながら、対応を検討することが必要である。

○対応方針

地域における政府系金融機関等による資金供給の強化とともに、地域金融機関の地域金融力強化に向けた取組を更に推進する。また、地域金融機関による地域ファンドの活用状況をモニタリングしながら、ファンド運用人材の育成等を促し、地域ファンドの機能強化を図る。

○主な施策例

- ✓政府系金融機関等による投資・融資
- ✓企業価値担保権の活用促進

(3) 関連するインフラ及び拠点整備

○課題

地方への民間の大規模投資に当たっては、企業単体の設備投資だけではなく、産業振興の基盤となるインフラや産業用地、拠点設備の確保・強化が産業クラスター形成には必要となる。それらの不足が投資決定や産業クラスター形成のボトルネックとなるおそれがある。

○対応方針

戦略産業クラスターの形成に真に必要な道路、港湾、工業用水等のインフラ整備・機能強化や、産業用地、空港アクセス鉄道等の周辺拠点整備等を一体的に実施する。

○主な施策例

- ✓関連するインフラ及び拠点整備の推進（地域未来交付金等）
- ✓空港アクセス鉄道整備等利子補給金の活用
- ✓データ・AI 需要の増加を踏まえたワット・ビット連携等によるデジタルインフラ整備の推進
- ✓創薬・先端医療分野における研究施設・共用設備の整備や知財戦略支援等
- ✓海外展開や観光客誘致に向けたアニメ等のコンテンツを核とした拠点の取組の推進
- ✓産業用地整備支援（産業用地整備に関する金融措置創設等）
- ✓地域未来投資促進法の特例等を用いた円滑な土地利用調整の推進
- ✓産業育成に資する良質な不動産への投資の促進
- ✓産業競争力強化に貢献する新たな研究大学群の形成や共創拠点としてのキャンパス機能の強化

（４）規制・制度改革

○課題

危機管理投資や成長投資の 17 の戦略分野の技術の円滑な社会実装や、産業クラスターの形成等に当たり、既存の規制・制度が障害になる場合がある。

○対応方針

国家戦略特区制度等を活用し、戦略的な投資促進や産業クラスターの形成等につながる規制・制度改革を加速化する。地域特性を踏まえ地域を限定して実施することを目指す特例措置化に係る提案や大胆な改革を実現するために特例措置の法制化が必要な提案を優先的に取り扱うとともに、それらを含め、新たな規制・制度改革に必要なデータ等の収集や先進的な取組の調査・実証等と一体的な財政・金融支援等により、特区制度の活用を徹底して後押ししていく。

○主な施策例

- ✓国家戦略特区制度等を活用した規制・制度改革

（５）産業人材育成

○課題

産業クラスターの形成に当たり、当該地域において、これまでと異なる

種類の高度な専門性を持った産業人材の需要が増加し、需給のミスマッチが発生し得る。産業クラスターの形成を担う人材の不足がクラスターの成長を阻害するだけでなく、地域外人材の過度な活用により地域への裨益が減少するおそれがある。

○対応方針

育成が必要となる産業人材の需要を明確化し、それを踏まえた中長期にわたる計画的な人材育成及びリスクリングを進める。

くわえて、地方大学・産業創生法¹⁰の施行状況等を踏まえ、地域における若者の修学及び就業の促進に関する支援等の在り方について検討する。

○主な施策例

- ✓17 の戦略分野等の成長分野への学部再編等の重点分野に係る大学、大学院及び高専の体制・機能強化や公立高専の設置促進、国立大学法人運営費交付金の大幅拡充を図ることや、高専機構運営費交付金や私学助成等の着実な確保を通じた産業人材の育成強化
- ✓17 の戦略分野等の成長分野のニーズに対応するリスクリング推進に向けた大学等における社会人のための教育プログラムの開発の推進
- ✓産学協働での研究開発と一体となった研究者・技術者育成の推進
- ✓高等教育の規模の適正化を図りつつ地域の産業ニーズを踏まえた人材育成等の推進
- ✓地方大学・産業創生法に基づく、施行状況等についての検討結果を踏まえた措置の推進
- ✓地域で必要な人材の育成に向けた専門学校における教育の充実への支援
- ✓専門高校を含む高校教育の振興による地域の産業ニーズに即した人材育成の強化

2. B. 地域産業クラスター計画における課題と主な支援施策

(1) 産業クラスターを構成する個別企業の支援

○課題

将来、当該地域の地域経済をけん引していく産業クラスターを育成するに当たり、中核的な役割を担う企業やサプライチェーン上の関連企業においては、相応の設備投資が発生することが見込まれるが、リスクを伴うため投資に二の足を踏む、資金余力が限られているため投資を逐次でしか行えない等の理由で取組が停滞するおそれがある。また、地方公共団体が地域の実情に応じて地元の企業・地場産業を十分かつ柔軟に支援できているとは言えない状況にある。

¹⁰ 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律(平成30年法律第37号)。

○対応方針

都道府県が主導して育成を図る産業に対して国が重点的に支援していく。また、地方公共団体が地域の実情に応じて地元の企業や地場産業を柔軟に支援できる仕組みを構築する。

※例えば、経済産業省の中堅・中小企業向けの補助金¹¹では、コネクタ一度¹²、ハブ度¹³が高く、地域経済への貢献度が高いと考えられる企業であって、地方公共団体が計画に位置付け伴走支援を行う企業に対し、各補助金の性質を踏まえ、適切な形で審査に反映する。

○主な施策例

- ✓地方公共団体主導による産業振興施策への支援
- ✓中堅・中小企業やスタートアップが行う、工場新設や設備投資等の大規模投資の促進に向けた支援
- ✓売上高 100 億円超を目指す中小企業の大規模投資の支援
- ✓中小企業等が行う技術的革新性のある製品・サービス開発や新市場・高付加価値事業への進出、輸出に向けた国内体制の強化に係る設備投資等の支援
- ✓地域未来投資促進税制を活用した建物・機械等の設備投資の促進
- ✓地域金融機関等による中堅・中小企業の人材確保への支援
- ✓地域をけん引する産業の成長に資するスタートアップと地元の企業・地場産業の協業に向けた取組支援

(2) 成長資金への対応

○課題

地域における投資増大、資金循環を促進する観点から、地域産業クラスターの形成に向けて、リスクマネーを含めた成長資金のニーズを踏まえながら、対応を検討することが必要である。

○対応方針

地域における政府系金融機関等による資金供給の強化とともに、地域金融機関の地域金融力強化に向けた取組を更に推進する。また、地域金融機関による地域ファンドの活用状況をモニタリングしながら、ファンド運用人材の育成等を促し、地域ファンドの機能強化を図る。

○主な施策例

- ✓政府系金融機関等による投資・融資
- ✓民間投資の誘発・創出に向けた官民金連携支援
- ✓地域未来金融アクションプランの策定

¹¹ 中堅等大規模成長投資補助金、中小企業成長加速化補助金、新事業進出・ものづくり商業サービス補助金、中小企業省力化投資補助金等を含む。

¹² 企業が所在する都道府県の域外販売額のうち当該企業の域外販売額の比率。

¹³ 企業が所在する都道府県の域内仕入額のうち当該企業の域内仕入額の比率。

✓企業価値担保権の活用促進

(3) 産業クラスター全体での競争優位性を強化する環境整備支援

○課題

地域産業クラスターを形成・育成するに当たり、個別企業支援のみでは当該地域産業クラスター全体に効果が波及せず、地域経済としての成長には不十分となってしまう可能性があることから、競争だけではなく、協調領域における協力・シナジーの創出を促す仕組みづくりや、地域の事情に合わせた、インフラ整備や拠点整備等を含めた環境整備が必要不可欠である。

○対応方針

地方の暮らしの安定を実現し、都道府県による地域産業クラスター計画が真に地方の活力を最大化することにつながるように、地方公共団体の独自の取組等を地域未来交付金等において支援する。

また、産業用地の計画的な整備を促進するため、土地利用の調整を始めとした必要な支援を関係府省庁が連携して行う。

○主な施策例

- ✓地域未来交付金、企業版ふるさと納税等を活用した、地域の事情に合わせたインフラを含めた環境整備
- ✓地域未来投資促進法の特例等を用いた円滑な土地利用調整の推進
- ✓産業育成に資する良質な不動産への投資の促進
- ✓産業競争力強化に貢献する新たな研究大学群の形成や共創拠点としてのキャンパス機能の強化
- ✓観光拠点整備の推進
- ✓観光地全体のサービス水準や労働生産性の向上に向けた、複数の宿泊施設等が利用する共同設備の導入支援
- ✓地域の食や食文化とフードテック等の組合せによる産業振興の推進

(4) 規制・制度改革

○課題

産業クラスターの形成を契機として、次世代を担う新たな分野への参入や新技術の開発等に取り組もうとする企業にとって、既存の規制・制度が障害になる場合がある。

○対応方針

国家戦略特区制度等を活用し、産業クラスターの形成等につながる規制・制度改革を加速化する。地域特性を踏まえ地域を限定して実施することを目指す特例措置化に係る提案や大胆な改革を実現するために特例措置の法制化が必要な提案を優先的に取り扱うとともに、それらを含め、新たな規

制・制度改革に必要なデータ等の収集や先進的な取組の調査・実証等と一体的な財政・金融支援等により、特区制度の活用を徹底して後押ししていく。

○主な施策例

✓国家戦略特区制度等を活用した規制・制度改革

(5) 産業人材育成

○課題

産業クラスターの形成に当たり、当該地域において、これまでと異なる種類の高度な専門性を持った産業人材の需要が増加し、需給のミスマッチが発生し得る。産業クラスターの形成を担う人材の不足がクラスターの成長を阻害するだけでなく、地域外人材の過度な活用により地域への裨益が減少するおそれがある。

○対応方針

育成が必要となる産業人材の需要を明確化し、それを踏まえた中長期にわたる計画的な人材育成及びリスキリングを進める。

くわえて、地方大学・産業創生法の施行状況等を踏まえ、地域における若者の修学及び就業の促進に関する支援等の在り方について検討する。

○主な施策例

✓高等教育の規模の適正化を図りつつ地域の産業ニーズを踏まえた人材育成等の推進

✓地方大学・産業創生法に基づく、施行状況等についての検討結果を踏まえた措置の推進

✓地域一体となった人材確保・育成・定着を行う取組への支援

3. C. 地場産業成長プランにおける課題と主な支援施策

(1) 事業の状況に応じた事業主体へのきめ細かな支援

○課題

地場産業を含む地域の産業の育成において、事業の状況や業種に応じて、事業立ち上げや販路開拓、デジタル化、省力化等の追加的な取組や新たな取組が求められる。しかしながら、こうした取組に関する事業主体のノウハウが十分でない場合には、事業の成長が円滑に進まない場合がある。

○対応方針

立ち上げ期・規模拡大期等の事業の成長段階や業種固有の特性に応じて、きめ細かく適切なソフト支援を提供し、事業主体の成長を図る。

○主な施策例

✓地方公共団体主導による産業振興施策への支援

- ✓地域産品の高付加価値化・海外展開の支援
- ✓新たに輸出に取り組む事業者に対する商社マッチング、国内外の商談会・展示会、越境EC、ハンズオン支援事業等の一体的な輸出支援の提供
- ✓地域金融機関・特定居住支援法人等による中堅・中小企業の人材確保への支援
- ✓スマート農林水産技術やフードテック、新品種等の新たな技術の社会実装の加速に向けた現場への導入実証の推進
- ✓地域活性化に資するスポーツビジネス等に係る人材獲得・育成及びスポーツリーグ等による海外ファンやインバウンドの需要獲得に対する取組等の支援
- ✓資源性廃棄物の再資源化等の循環型ビジネス創出に向けた取組等の支援

(2) 成長資金への対応

○課題

地域における投資増大、資金循環を促進する観点から、地場産業を含む地域の産業の育成に向けて、リスクマネーを含めた成長資金のニーズを踏まえながら、対応を検討することが必要である。

○対応方針

地域における政府系金融機関等による資金供給の強化とともに、地域金融機関の地域金融力強化に向けた取組を更に推進する。また、地域金融機関による地域ファンドの活用状況をモニタリングしながら、ファンド運用人材の育成等を促し、地域ファンドの機能強化を図る。

○主な施策例

- ✓政府系金融機関等による投資・融資
- ✓民間投資の誘発・創出に向けた官民金連携支援
- ✓地域未来金融アクションプランの策定
- ✓企業価値担保権の活用促進

(3) 環境整備支援

○課題

地場産業を含む地域の産業の育成においても、個別事業主体への支援のみでは地域の産業全体に効果が波及せず、地域経済としての成長には不十分となってしまう可能性があることから、新しい事業・産業の誘致や立ち上げ、地場産品の認知度向上、原材料の安定化、共同での販路開拓等、地域の課題を適切に把握した上で、地域の事情に合わせた、インフラ及び拠点整備等を含めた環境整備が必要不可欠である。

○対応方針

地方の暮らしの安定を実現し、地方公共団体による地場産業を含む地域

の産業の形成・成長が真に地方の活力を最大化することにつながるように、地方公共団体の独自の取組等を地域未来交付金等において支援する。

○主な施策例

- ✓地域未来交付金、企業版ふるさと納税等を活用した、地域の事情に合わせたインフラを含めた環境整備
- ✓インバウンドを含む観光需要の取り込みによる地域での観光消費を拡大させるための取組等の支援
- ✓面的な歴史まちづくり、景観エリアリノベーション、国立公園等の高付加価値化による観光振興への支援
- ✓観光振興に資する、文化資源の保存・活用や博物館・劇場・音楽堂等の魅力向上の取組への支援
- ✓地域の食や食文化等をインバウンド・輸出の拡大につなげるための拠点の整備等の支援
- ✓地域主導での脱炭素化推進による地場産品の高付加価値化等に向けた設備投資や人材育成への支援

（４）規制・制度改革

○課題

地場産業を含む地域の産業において、新しい事業の立ち上げや新技術の開発等に取り組もうとする際に、既存の規制・制度が障害になる場合がある。

○対応方針

国家戦略特区制度等を活用し、地域活性化につながる規制・制度改革を加速化する。地域特性を踏まえ地域を限定して実施することを目指す特例措置化に係る提案や大胆な改革を実現するために特例措置の法制化が必要な提案を優先的に取り扱うとともに、それらを含め、新たな規制・制度改革に必要なデータ等の収集や先進的な取組の調査・実証等と一体的な財政・金融支援等により、特区制度の活用を徹底して後押ししていく。

○主な施策例

- ✓国家戦略特区制度等を活用した規制・制度改革

（５）産業人材育成

○課題

地場産業を含む地域の産業の成長に当たり、当該地域において、これまでと異なる種類の高度な専門性を持った産業人材の需要が増加し、需給のミスマッチが発生し得る。地域の産業の成長を担う人材の不足が成長を阻害するだけでなく、地域外人材の過度な活用により地域への裨益が減少するおそれがある。

○対応方針

育成が必要となる産業人材の需要を明確化し、それを踏まえた中長期にわたる計画的な人材育成及びリスキリングを進める。

くわえて、地方大学・産業創生法の施行状況等を踏まえ、地域における若者の修学及び就業の促進に関する支援等の在り方について検討する。

○主な施策例

- ✓地方大学・産業創生法に基づく、施行状況等についての検討結果を踏まえた措置の推進
- ✓地域一体となった人材確保・育成・定着を行う取組への支援
- ✓産業界が必要とするコンテンツ分野の人材育成への支援

4. 地域の産業クラスター・地場産業を支える仕組みづくり

(1) 地域基盤の再構築

○課題

多くの市町村では、公共施設の老朽化、人口構造の変化、人手不足等により、多くの財政・人的リソースを既存基盤の維持に費やされており、成長分野へのリソース配分が困難となっている。

○対応方針

公共施設等の集約・再配置等の支援に加え、交通、デジタル、地域経済、生活サービス等の各分野を多層的に連携させ、地域の実情に応じて広域連携も活用しながら、地域全体として持続的に機能するネットワーク型の地域構造の形成等を支援することにより、成長分野へのリソース配分を可能とする。

○主な施策例

- ✓地域未来交付金等による支援
- ✓地方公共団体が行う公共施設等の適正管理の推進
- ✓公共交通軸や交通結節点の強化への支援等を通じたコンパクト・プラス・ネットワークの推進
- ✓地域輸送資源の最大活用、地域交通 DX の推進や物流効率化等による持続可能な地域公共交通・物流の実現
- ✓「地域生活圏」の形成による効率的・持続的な生活サービスの提供の支援
- ✓産業クラスター・地場産業を支え、活躍する女性人材の育成・就業・起業・定着等の推進

(2) AI トランスフォーメーション (AX)

○課題

人口減少や少子高齢化に伴い、計画策定・実行を推進する地方公共団体及び

産業クラスター・地場産業を構成する企業においても、人材不足が深刻であり、計画の進捗への妨げとなり得る。AI の積極的な活用は人材不足を乗り越えるチャンスとなり得るが、AI は最先端技術であり、一般にスキルやノウハウへのアクセスが困難である。

○対応方針

計画を策定・実行する地方公共団体や産業クラスターを構成する企業等への AI ツールの導入を促進し、AI を利活用できる人材の育成を図るとともに、人口減少の中でも産業クラスター形成や、地場産業の成長が着実に進む環境を構築する。

○主な施策例

- ✓自治体 AX や消防 AX、地域 AX の推進
- ✓AX の実現に向けた企業経営改革支援
- ✓大学・高専における数理・データサイエンス・AI 教育の推進や中小企業における AX 推進のためのリスキリングプログラムの開発の推進による地域の AI を利活用できる人材の育成

5. 国の伴走支援体制

国は、縦割りを排し、各府省庁の地方支分部局が連携して、大胆な計画実現を目指す地方公共団体に対する伴走支援を行う。地域産業クラスター計画及び地場産業成長プランの策定支援のみならず、PDCA メカニズムにおけるフォローアップ、継続的な計画の具体化・高度化に対して支援を行う。

(1) 計画策定支援

○地方公共団体向け支援

- ✓ワンストップの相談窓口の仕組みを活用し、相談事項に応じて、各府省庁の支援メニュー及び優良事例を紹介する。
- ✓地域産業クラスター計画案及び地場産業成長プラン案に対して、内閣官房及び経済産業省が要件の充足状況等を事前に確認し、必要なアドバイスを提供する等の磨き上げを支援する。

(2) 実行支援

○地方公共団体向け支援

- ✓地方公共団体が主体的に PDCA メカニズムを実行できるよう、地域経済循環分析等の地域経済に関するデータ分析や、政策の企画立案・効果検証等を支援する。
- ✓地域産業クラスター計画及び地場産業成長プランを実行するに当たり、発生した課題に関して各府省庁の地方支分部局が密に連携して必要な調整を行う。
- ✓産業クラスターの形成や地場産業の成長におけるベストプラクティスを収集

し、地方公共団体に対して提供することを通じて、日本全体での取組を高度化する。

- ✓官民を問わず、必要とされる有為な人材が地域で活躍できるよう、国・地方を挙げて、派遣や伴走支援等による人的支援を活用するとともに、円滑な人的支援のための環境を整備する。

○企業・事業主体向け支援

- ✓海外展開支援を行うJETRO¹⁴や経営支援を行う「よろず支援拠点」等の企業や事業主体を直接支援する各府省庁及び各府省庁所管の外部機構について、地方公共団体が照会可能な連絡窓口を構築する。

6. 本節のKPI及び工程

a. 地域資源の活用促進

[KPI]

- ・スマート農業技術の活用割合：50%（2030年度）
- ・補助事業者が採択された年度内に実施する酒類業振興支援事業費補助金の補助事業終了から5年後に、補助事業者が交付申請時に設定した輸出金額や観光客数等に係る目標を達成した事業の割合：各年度の採択事業について、80%以上
- ・文化観光推進法¹⁵に基づく拠点計画・地域計画で設定した来訪者の満足度に関する目標を達成した計画数の割合：80%以上（毎年）
※原則5年間の計画を毎年追加認定しており、1年目から5年目までの全ての計画を対象として、来訪者の満足度80%以上を目標としている。
- ・地域のスポーツ資源を活用したスポーツツーリズムコンテンツの創出支援件数：50件（2026年度）
- ・訪日外国人旅行者（スポーツ観戦）：100万人超（2030年）
- ・「コンテンツ地方創生拠点」の選定件数：200か所（2033年度）
- ・地域脱炭素推進交付金によるCO2排出量の削減：18,167,874t-CO2（2030年度）
- ・地域の課題を解決する資源循環に係るモデル実証事業実施件数：毎年14件（2025～2027年度）
- ・実証・調査事業の実施¹⁶：1件（2026年度）

[工程]

- ・インバウンドによる食関連消費の拡大に資する施策を検討し、2027年度以降は地域の拠点の整備等を推進する。

¹⁴ 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO：Japan External Trade Organization）。

¹⁵ 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号）。

¹⁶ 資源循環ネットワーク形成及び再生材製造拠点の戦略的構築に関する調査及び実証事業。

- ・スマート農業推進に向け、農業構造転換集中対策を実施し、2030 年度以降は食料・農業・農村基本計画¹⁷の進捗等を踏まえ施策の方向性を検討する。
- ・スマート林業推進に向け、森林・林業基本計画¹⁸に即しデジタル林業戦略拠点を横展開し、2030 年度以降、達成状況等を踏まえ施策を検討する。
- ・スマート水産業推進に向け、機械導入や技術開発への支援を行い、2030 年度以降は導入効果等の評価を踏まえて施策を検討する。
- ・酒類業の振興に向け、酒類事業者の意欲的な取組を支援し、各年度の採択事業者に対しては補助事業終了後 5 年間にわたりフォローアップを行う。
- ・文化観光推進法に基づき文化観光拠点施設を核とした文化観光を推進しており、毎年度計画の認定や計画に基づく取組を支援する。
- ・劇場・音楽堂等との連携による地域活動基盤づくりに向け、2026 年度から補助金事業を開始し、2029 年度以降、進捗に応じて見直しを行う。
- ・地域活性化に向けたスポーツツーリズムコンテンツの創出等を、2026 年度以降も過年度事業のフォローアップを行いながら継続的に進める。
- ・スポーツエンタメ・コンテンツの海外展開に向け、補助事業による支援、その後の事業者による自走の加速化を通じ、インバウンド拡大につなげる。
- ・コンテンツと地方創生の好循環プランの実現に向け、拠点の選定や海外発信等を促進し、2028 年の中間見直しを踏まえ、以降の取組を推進する。
- ・国立公園満喫プロジェクトの 2026 年以降の取組方針に基づき、2030 年までに全国立公園で滞在環境の魅力向上を推進する。
- ・2030 年度までの脱炭素先行地域等の実現及び横展開への支援や、2026 年 5 月に示した方向性¹⁹を踏まえた 2027 年度以降の支援の具体化を進める。
- ・地域における資源循環の促進に向け、循環型ビジネスモデル実証を 2027 年度まで実施後、自治体フォーラム等を活用し横展開・拡大を進める。

b. GX・DX の推進

[KPI]

- ・国内で半導体を生産する企業の合計売上高（半導体関連）：15 兆円超（2030 年）
- ・ポスト 5G 情報通信システム基盤強化研究開発事業で開発した技術の実用化率：50%以上（各採択テーマ終了後おおむね 3 年）

[工程]

- ・データセンター、海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化に向け 2026 年度に支援事業を公募、2030 年度以降に運用を開始。
- ・先端半導体の国内生産拠点の確保と情報通信基盤の強化に向け、引き続き

¹⁷ 令和 7 年 4 月 11 日閣議決定。

¹⁸ 令和 8 年 6 月 5 日閣議決定。

¹⁹ 環境省「地域資源を活用したレジリエントなエネルギー・経済循環の実現に向けて」（令和 8 年 5 月 29 日）。

マイルストーンで進捗を確認しながら、事業計画の認定・見直しを行う。

c. 産業の地方移転・産業立地促進

[KPI]

- ・産業用地整備支援により新たに計画される地域経済をけん引する中小企業等が立地するための産業用地の面積：35.8ha（2026年度）

[工程]

- ・2026年に改正した地域未来投資促進法等による産業用地・インフラ確保を進める。

d. 中堅・中小企業等の稼ぐ力の強化

[KPI]

- ・中堅・中核企業の経営力強化支援事業における重点支援企業数：200件（2026年度）
- ・（中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金事業の）交付決定企業の申請計画における、対象事業に関わる従業員の一人当たり給与支給総額伸び率：
地域別の最低賃金の伸び率（令和5年度補正予算）を超える（2030年度）
全国平均の最低賃金の伸び率（令和6年度補正予算）を超える（2031年度）
年平均5%（100億宣言企業²⁰は4.5%）（令和7年度補正予算）を超える（2032年度）

[工程]

- ・中堅・中核企業の経営力強化に向け、2026年度に事業者の採択と事業実施を行い、2027年度以降は補助事業の分析を行う。
- ・地域金融力の強化に向け、2025年12月に策定した地域金融力強化プランに基づく各施策を推進する。

e. スタートアップの創出促進

[KPI]

- ・第2期スタートアップ・エコシステム形成計画におけるKPI達成割合：80%（2029年度）
- ・産学連携プロジェクトの創出件数：240件（2029年度）
- ・ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）活用事業における継続事業の割合：95%（2026年度～2030年度）

²⁰ 飛躍的成長を遂げるために、自ら「売上高100億円」という野心的な目標を目指し、実現に向けた取組を行っていくことを宣言する中小企業。

[工程]

- ・グローバルに稼げるスタートアップが多く創出されるエコシステムの形成に向け、拠点都市の機能強化を進め、2028 年度には中間評価を行う。
- ・地域大学における産学融合拠点の整備を支援し、今後は当該拠点における産学共同研究やスタートアップの創出等を進める。
- ・ローカル 10,000 プロジェクトの更なる推進に向け、AI を活用した生産性向上等を図る地域密着型の新規事業の立ち上げを支援する。

f. 地場産品の輸出促進

[KPI]

- ・専門家のハンズオン支援による輸出・投資等の海外展開支援件数：735 件（2026 年度）
- ・越境 EC 等の活用支援による輸出・投資等の海外展開支援件数：3,919 件（2026 年度）

[工程]

- ・大規模輸出産地の育成に向け、KPI の進捗を毎年管理しつつ、施策を計画的に進め、2030 年 4 月以降、事業の効果検証を行う。
- ・酒類業の振興に向け、酒類事業者の意欲的な取組を支援し、各年度の採択事業者に対しては補助事業終了後 5 年間にわたりフォローアップを行う。

【再掲】

- ・中堅・中小企業の海外展開の支援として、海外ビジネス専門家による伴走支援を実施しており、引き続き、最大 3 年程度の伴走支援を実施する。

g. インバウンド促進

[KPI]

- ・インバウンド消費額：15 兆円（2030 年）

[工程]

- ・2026 年度以降の施策の方向性を示す、新たな観光立国推進基本計画²¹に基づき、2030 年度まで消費額拡大・地方誘客の促進等を図る。

h. 人材育成・リスクリング促進

[KPI]

- ・産学官連携・スキリングによる地方創生において、リスクリングを行った地方経営者等の人数：毎年約 5,000 人（2029 年まで）

²¹ 令和 8 年 3 月 27 日閣議決定。

[工程]

- ・ リスキリングプログラムの収益化や処遇改善等を進め、2027 年度以降は成長分野のニーズに対応した必要な措置を講ずる。
- ・ 地域に所在する大学・高専の機能強化に向け、公募及び選定校による学部再編等を進め、2028 年度以降には大学等による人材輩出を進める。
- ・ 地域のデジタル化の促進に向け、事業実施とフォローアップを重ね、2029 年度以降は事業の進捗を踏まえて方向性を検討する。

なお、本節に記載の施策については、産業クラスターの形成のみならず、次節以降に記載したこれまでの地方創生の支援策等の政策ツールとともに、本戦略に関する目標の達成に活用するものとする。

第2節 豊かな生活環境の実現に貢献する主な施策の推進

人口が減少する中でも、地域において、そこに住む人々が安心して暮らし続けられるようにするためには、必要な生活機能が将来にわたって維持・改善されていくことが重要である。

イ. 持続可能な生活インフラの実現

i. 公共交通の維持

(1) 「交通空白」の解消と持続可能な地域公共交通の実現

- ①「取組方針 2026」²²に基づき、集中対策期間の先も見据えた取組の推進
- ②地域交通 DX「COMmmONS（コモンズ）」の推進

(2) 自動運転技術等を活用した新たなモビリティサービスの社会実装の実現

- ①ドローンを活用した新たなサービスの導入
- ②デジタルライフラインの全国整備
- ③新たなモビリティサービスの社会実装の実現
- ④小型無操縦者航空機の社会実装に向けた環境整備

[KPI]

- ・「交通空白」解消の目途が立っていない地区・地点数（地域の足・観光の足）：0地区・地点（2027年度）
- ・モビリティ・ロードマップ²³の先行的事業化地域を選定し、施策を集中：10か所（2026年度）

[工程]

- ・「取組方針 2026」に基づき、「交通空白」解消の取組等を深化・加速化し、集中対策期間の先も見据え、地域や個人の機会損失等を防ぎ成長力を発揮。
- ・地域交通の DX 推進に向け、「COMmmONS」の標準仕様の策定等を行い、2027年度以降は社会実装、自動運転社会実現に向けた環境整備に寄与する。
- ・無人航空機の利用促進に向け、運航管理システム²⁴のStep 2の拡大及びStep 3の実現に係る検討を進め、2027年度以降も必要な制度整備を進める。
- ・デジタルライフラインの整備促進に向け、引き続き、ドローン航路や自動運転サービス支援道の実装に向けた取組を行う。
- ・モビリティ・ロードマップを踏まえ 2026年3月に選定した先行的事業化地域に対して、2026年度から施策の集中及び検証を進める。
- ・小型無操縦者航空機の貨物輸送実現に向け 2026～2027年度の開発機による有償実証飛行、2028年度以降の商用運航に必要な環境整備を行う。

²² 「「交通空白」解消に向けた取組方針 2026」（国土交通省「交通空白」解消本部決定（令和8年6月10日））。

²³ 「モビリティ・ロードマップ 2025」（デジタル社会推進会議決定（令和7年6月13日））。

²⁴ 無人航空機同士並びに無人航空機及び有人機の近接や衝突を防止するため、無人航空機の運航を適切に管理するためのシステム。

j. 買物環境の維持

(1) 将来を見据えた地域のサービス拠点づくり等

- ①地域くらしサービス拠点の形成
- ②生活の維持に必要なサービス供給の持続性確保

(2) 自動運転技術等を活用した新たなモビリティサービスの社会実装の実現

- ①ドローンを活用した新たなサービスの導入【再掲】
- ②新たなモビリティサービスの社会実装の実現【再掲】

[KPI]

- ・「地域くらしサービス拠点」整備の構想が作成された地方公共団体数：50 団体（2030 年度）
- ・合理化、多角化、広域化等により、生活維持に必要なサービスの効率化を図る事業者数：50 事業者（2028 年度）

[工程]

- ・地域くらしサービス拠点推進事業について、2026 年度以降、構想づくりへの伴走支援及びガイドライン作成・普及を進める。
- ・法律に基づく事業者への金融支援を講ずるとともに、事業継続コスト軽減支援を検討する。
- ・無人航空機の利用促進に向け、運航管理システムの Step 2 の拡大及び Step 3 の実現に係る検討等を進め、2027 年度以降も必要な制度整備を進める。
【再掲】
- ・モビリティ・ロードマップを踏まえ 2026 年 3 月に選定した先行的事業化地域に対して、2026 年度から施策の集中及び検証を進める。【再掲】

k. インフラの維持

(1) 広域連携、官民連携でのインフラ老朽化対策

- ①分野横断型・広域型 PPP/PFI 事業の推進
- ②群マネ²⁵によるインフラの老朽化対策

(2) 上下水道の広域連携、施設の分散化と衛星データ等の活用

- ①上下水道の広域連携、施設の分散化と衛星データ等の活用

(3) 広域的な視点で住まい・都市機能・業務機能等を集約したまちづくり

- ①人口減少を踏まえたコンパクト・プラス・ネットワークの深化・発展による都市の持続性の確保や地域の稼ぐ力の強化
- ②連携中枢都市圏²⁶・定住自立圏を始めとした広域連携の推進

²⁵ 地域インフラ群再生戦略マネジメントの略。

²⁶ 地方圏において、原則として、昼夜間人口比率おおむね 1 以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とが連携し、経済成長のけん引等に取り組む圏域。

[KPI]

- ・ 広域連携に取り組むこととした水道事業数：760 事業（2030 年度）
- ・ 広域連携に取り組むこととした下水道事業数：300 事業（2030 年度）
- ・ 立地適正化計画に関する指標
 - 立地適正化計画を作成した都市数：1,000 都市（2030 年度）
 - 立地適正化計画作成済み都市に居住する人口割合：75%（2030 年度）
 - 居住誘導区域内人口割合が維持・増加している市町村の割合：66.6%以上（毎年度）

[工程]

- ・ 引き続き公共施設等運営事業等の導入検討支援や広域型地域プラットフォームへの支援等を推進し、2027 年度以降はこれら支援の見直しを行う。
- ・ 広域・多分野のインフラを群として捉え、効率的・効果的にマネジメントする群マネを推進し、持続可能なインフラメンテナンスを実現する。
- ・ 上下水道の広域連携の計画に基づく取組の支援や上下水道一体での検討を促進し、進捗や施策効果を踏まえ広域連携の推進に取り組む。
- ・ コンパクト・プラス・ネットワークの推進に向け、まちづくりの健康診断等による市町村への支援、市町村域を越えた連携体制の構築を行う。
- ・ 連携中枢都市圏構想の推進に向けて事例の横展開等を進め、2027 年度に各圏域の取組を充実させ、2028 年度以降は進捗等を踏まえて取り組む。

1. 災害対応の強化の促進

（1）避難生活環境の抜本的改善や消防団員の確保を始めとした地域の防災力強化

- ①避難生活環境の抜本的改善を始めとした地域の防災力強化
- ②緊急消防援助隊や消防団を始めとした消防防災力の充実強化

（2）安心・安全、防災・減災・復興まちづくりの推進

- ①安心・安全、防災・減災・復興まちづくりの推進

[KPI]

- ・ 地域未来交付金（地域防災緊急整備型）により整備した車両・資機材について、平時の利活用や発災時の避難生活環境改善への活用を実施した地方公共団体の割合：100%（2030 年度）
- ・ 災害に強い市街地形成に関する対策を優先的に必要とする地域（569 市区町村（2023 年度時点））のうち、対策（津波避難タワー等の整備、不燃化促進、緊急車両アクセス向上、防災機能強化等）が概成した割合：45%（2030 年度）

[工程]

- ・ 2026 年度までに地域未来交付金で資機材等の整備を支援し、その平時の利活用や発災時の避難生活環境改善への活用を進める。
- ・ 第 1 次国土強靱化実施中期計画²⁷に基づき、消防防災力の充実強化を推進する。
- ・ 安心・安全、防災・減災・復興まちづくりの推進に向け、ハード・ソフト一体的な事前防災を推進し、2031 年度以降は更なる取組を進める。

ウ. 地域の暮らしの満足感向上

m. 満足できる子育て・医療・介護・福祉サービスの実現

- (1) 子育て世帯に選ばれる地域となるための体制構築
 - ①子育て世帯に選ばれる地方
- (2) 地域の医療需要に対応するための医療提供体制の維持・確保
 - ①地域医療構想における取組・医師偏在対策の推進
 - ②地域医療提供体制の維持・確保
 - ③地域の医療需要に対応するための医療人材の養成
- (3) 地域の介護・福祉サービス等の維持・確保
 - ①地域の介護・福祉サービス等の維持・確保
- (4) 相談対応の一体的実施等の包括的な福祉等の支援体制の構築
 - ①包括的な福祉等の支援体制の構築による地域共生社会²⁸の実現
- (5) 農福連携²⁹の推進
 - ①農福連携の推進

[KPI]

- ・ 人口減少地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業等により計画的に多機能化に取り組む地方公共団体数：100 団体（2026 年度）
- ・ 遠隔医療設備整備事業の補助を受けて患者へ遠隔医療を実施する医療機関：263 件（2023～2027 年度累計）

[工程]

- ・ 人口減少地域における保育機能の確保・強化に向け、2027 年度以降も進捗等を踏まえ必要な取組を進めていく。
- ・ 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継及び開業を支援しており、2027 年度以降も実績調査を行いながら事業を推進する。
- ・ 遠隔医療の推進に向け、毎年度実績を把握しつつ、引き続き、遠隔病理診

²⁷ 令和 7 年 6 月 6 日閣議決定。

²⁸ 制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」・「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を指す。

²⁹ 障害者等の多様な人材の農林水産業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組。

断やオンライン診療等の遠隔医療に必要な通信機器等の整備を支援する。

- ・地域の医療需要に対応する医療人材の養成に向け地域実習プログラムの構築支援を行い、2029年度以降は進捗等を踏まえた必要な措置を行う。
- ・介護保険制度の見直しに関する審議会等における議論を踏まえて検討を進め、2027年度以降に必要な制度改正等を施行する。
- ・福祉等の包括的な支援体制の整備に向け、2026年度にモデル事業を実施・検証した上で、2027年度以降にモデル事業を踏まえた全国展開を行う。
- ・農福連携等推進ビジョンに沿って農福連携を推進し、2030年度以降は、ビジョンの改訂等を見据えて施策の方向性を検討する。

n. 持続可能なまちづくり

(1) 地域住民等が主導した地域の拠点形成及び拠点の運営体制構築の推進

- ①地域住民が主導する「小さな拠点」の推進
- ②地域運営組織（RMO）等によるにぎやかで持続可能な地域づくりの推進
- ③デジタルとアナログのタッチポイントの機能を見据えた地域の持続性の確保に向けたコミュニティ・ハブとしての郵便局の利活用の推進
- ④農村 RMO³⁰の形成等による地域で支え合うむらづくりの推進
- ⑤地域生活圏の形成

(2) 全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」（日本版 CCRC）³¹の展開

- ①全世代・全員活躍型「生涯活躍のまち」（日本版 CCRC）の展開

(3) 地域の多様な主体と連携した、「まちの顔」となる中心市街地の活性化

- ①中心市街地活性化制度³²による「まちの顔」となる中心市街地の活性化

(4) デジタル技術を活用した地域課題解決の推進

- ①デジタル技術を活用した地域生活ハブの整備推進
- ②スマートシティの推進
- ③電子渡航認証制度の導入による厳格・円滑な出入国審査の推進

(5) 豊かな自然環境・自然景観づくりの推進

- ①自然資本を核としたネイチャーポジティブ³³な地域づくり
- ②豊かな水環境の保全と活用による地域活性化

³⁰ 農村型地域運営組織（農村 RMO：Region Management Organization）。

³¹ Continuing Care Retirement Community の略。都会の中高齢者が地方に移り住み、健康状態に応じた継続的なケア環境の下、自立した社会生活を送ることができるような地域共同体として当初創設された。その後、移住者や関係人口と地元住民双方を対象とした「誰もが居場所と役割を持つコミュニティづくり」推進へと発展し、若者、女性、高齢者、障害者、こども等、誰もが居場所と役割を持って活躍できるコミュニティづくりとして、「交流・居場所」、「活躍・仕事」、「住まい」、「健康」、「人の流れ」という視点で分野横断的・一体的に取り組まれている。

³² 中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に基づき、市町村が策定した中心市街地活性化基本計画を内閣総理大臣が認定し、関係府省庁が支援を行う制度。

³³ 「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指し、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」で示された考え方。国際的組織として TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）が立ち上がる等、民間企業の価値創造の観点から重要性が増している。

[KPI]

- ・地域運営組織（RMO）の形成数：13,619 件（2029 年度）
- ・小規模・地域共生ホーム型 CCRC の展開数：全国で 100 か所（2028 年度）
- ・計画期間を終了した認定中心市街地活性化基本計画の目標指標の改善率：70%（2030 年度）
- ・我が国における保護地域及び OECM³⁴の占める割合：30%（2030 年度）

[工程]

- ・「小さな拠点」の形成推進に向け、2028 年度までの間は拠点形成に資する事業への出資者への税制措置を実施しつつ、継続的に拠点形成支援を行う。
- ・地域の暮らしを守る地域運営組織（RMO）について、引き続き、関連施策の一体的推進等により、その形成及び持続的な運営を支援する。
- ・郵便局をコミュニティ・ハブとして活用する実証において、毎年度効果や課題の把握を行いながら事例の創出等を図り、郵便局の利活用を推進する。
- ・農村 RMO の形成に向けた取組を推進し、2030 年度以降は食料・農業・農村基本計画の進捗等を踏まえ施策の方向性を検討する。
- ・地域生活圏形成に向け民間主体への信頼付与の仕組みや資金等と呼び込む環境の整備を始め、その後の主体・事業・地域連携につなげる。
- ・「生涯活躍のまち」（日本版 CCRC）について、2026 年度に普及等を図った上で、その進捗を踏まえ 2027～2028 年度に必要な施策を実施する。
- ・中心市街地活性化促進プログラム³⁵に基づき、各年度多様な主体の連携や情報発信等を進め、伴走支援により認定等 PDCA を適切に実施、拡充する。
- ・デジタルを活用した地域の課題解決等に向け、2024 年度に開始した交付金の支援を進めるとともに、2028 年度まで各年度フォローアップを行う。
- ・スマートシティについて、科学技術・イノベーション基本計画³⁶の 2030 年度目標に向けて、スマートシティ関連事業による先行事例の創出等を行う。
- ・電子渡航認証制度（JESTA）について、2028 年度中の導入に向け、引き続き着実なシステム開発等を進め、制度導入後も円滑な運用を行う。
- ・自然共生サイトの認定やインセンティブ施策等による OECM 面積の拡大を促進し、2030 年度以降は新たな目標を踏まえながら取組を進める。
- ・良好な水環境の保全・活用に向け、モデル事業等に引き続き取り組み、2026 年度以降は施策事例集等の整理も実施する。

³⁴ Other Effective area-based Conservation Measures の略。保護地域以外で生物多様性保全に資する地域。

³⁵ 中心市街地活性化本部決定（令和 8 年 3 月 24 日）。

³⁶ 第 7 期「科学技術・イノベーション基本計画」（令和 8 年 3 月 27 日閣議決定）。

第3節 選ばれる地方の実現に貢献する主な施策の推進

国全体の持続的な発展のためには、東京圏³⁷の転出入状況を把握しつつ、若者や女性を始めとする東京圏への過度な一極集中³⁸を是正することが重要である。地方が生きがいややりがいを感じられる場として選ばれるためには、地方に魅力を感じる若者や女性が増えることが重要である。

エ. 魅力を感じられる地方の実現

0. 多様性に富んだ地方の実現

(1) 地域の働き方・職場改革を起点とした社会変革への取組推進

①地域の働き方・職場改革を起点とした社会変革

(2) アンコンシャス・バイアスを含む意識改革への教育

①教育現場の意識改革

②「ともに生き、ともに社会をつくる力」を育む法教育の推進

(3) 地域の男女共同参画・女性活躍の推進

①女性の起業を通じた新たな職場の創出

②地域における男女共同参画社会の形成の促進

③地域における女性活躍推進の加速化

(4) 多様な人材が活躍できる機会の創出

①多様な人材が活躍できる機会の創出

②地域イノベーションを担うグローバル人材の育成

[KPI]

・「地域働き方・職場改革」への取組に関する指標

「地域働き方・職場改革」への取組に参加している地方公共団体数：毎年
前年度以上

「地域働き方・職場改革」への取組で KPI 又は目標の設定がされている
割合及び「地域働き方・職場改革」への取組で KPI 又は目標に改善が見ら
れる割合：100%（2029 年度時点）

・新規就業者の掘り起こしにより活躍できる機会を得た若者・女性・高齢者 等の起業・就業者数：21.7 万人（2025～2030 年度累計）

[工程]

- ・2025 年度に始動した「地域働き方・職場改革」について、3～5 年程度にわたる先行的な地方公共団体の成果等の蓄積を通じ、全国的波及を目指す。
- ・固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に向け、教員研修教材の改善を進め、2027 年度以降は教育委員会等への普及啓発を行う。

³⁷ 東京圏は、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県 の 4 都県とする。

³⁸ 総務省「住民基本台帳人口移動報告 2025 年（令和 7 年）結果」（令和 8 年 2 月 3 日）の結果による。

- ・効果的な法教育の推進に向け、毎年度、教員・児童生徒・有識者の意見を踏まえた施策見直し、地域の実情に応じた法教育モデルの展開を進める。
- ・2026 年度に発足した（独）男女共同参画機構が、2030 年度までを期間とする中期目標に基づき、各地の男女共同参画センター等を強力に支援する。
- ・地域女性活躍推進交付金等により、男女共同参画センター等が行う連携・協働の取組や女性人材の育成等の取組を推進する。
- ・若者・女性や高齢者等の新規就業等を支援するとともに、地域の実情に応じた優良な取組を実践事例として蓄積し、これを普及展開する。
- ・留学促進に向け、2026 年度以降も、海外大学との協定に基づく学生の派遣・受入れや、日本人学生の海外での学位取得のための奨学金を継続する。

p. 教育環境整備の推進

（１）地方における高等教育の充実

- ①社会教育人材養成の抜本的改革等を通じた地域コミュニティの基盤強化
- ②地方大学・地域産業創生交付金
- ③大学等の地方分散
- ④地方大学による産学連携・人材育成を通じた地方創生
- ⑤数理・データサイエンス・AI 教育の推進
- ⑥半導体人材育成拠点形成事業による高度専門人材の育成
- ⑦地域におけるエッセンシャルワーカー等の養成

（２）学校と地域が連携した教育、人づくりの推進

- ①学校と地域が連携した教育、人づくりの推進

[KPI]

- ・地方大学・地域産業創生交付金の支援地域数（延べ）：25 地域（2026 年度）

[工程]

- ・社会教育の指導者の資質向上に向け、2026 年秋頃以降は中央教育審議会を踏まえた措置を進め、2030 年度以降は社会教育人材養成等を推進する。
- ・地域の産官学が連携し、大学の振興、これを通じた中核的な産業の振興や専門人材の育成を図る取組を、各年度効果検証しつつ支援する。
- ・都市と地方の連携による国内留学等の促進のため、教育プログラムの構築支援等を進め、順次その成果を踏まえ必要な措置を実施する。
- ・大学等における数理・データサイエンス・AI 教育の高度化のため、毎年度見直しを行いつつ、高校、企業等との連携強化、先進事例の普及を図る。
- ・半導体人材の育成に向け、2025 年度から育成拠点の形成を進めており、2028 年度からは高度専門人材の持続的な輩出を図る。
- ・地域の産学官の連携に向けて、2026 年度からモデル構築支援や伴走支援

を進め、順次検証結果等を踏まえた必要な措置を検討する。

- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を引き続き推進し、2028年度から学校を核とした地域づくりへの発展に向け取り組む。

g. 都市と地方の共生の実現

(1) 関係人口の量的拡大・質的向上

- ①ふるさと住民登録制度の創設
- ②関係人口の創出・拡大のための環境整備
- ③不動産業者を始めとする多様なプレイヤーの連携による地域価値共創の推進
- ④スモールコンセッションや空き家等を活用した二地域居住の推進
- ⑤地方へのテレワークの浸透
- ⑥棚田地域振興による経済活性化

(2) 地域おこし協力隊等、地域の担い手支援

- ①地域おこし協力隊、地域活性化起業人、特定地域づくり事業等の推進

(3) 地域体験や域学連携の推進による若者や女性の地域交流促進

- ①地域体験や域学連携の推進による若者や女性の地域交流促進

(4) プロフェッショナル人材事業等、都市部人材の地方での活躍推進

- ①地域企業経営人材マッチング促進事業の活用
- ②プロフェッショナル人材事業

[KPI]

- ・関係人口の創出・拡大に取り組む地方公共団体数：1,200 団体（2027 年度）
- ・地域おこし協力隊の隊員数：10,000 人（2029 年度）
地域活性化起業人の人数：2,000 人（2029 年度）
- ・プロフェッショナル人材戦略拠点全体における副業・兼業成約件数：4,600 件（2029 年度）

[工程]

- ・ふるさと住民登録制度について、2026 年度中に開始できるようアプリ等を開発し、2027 年度以降は機能充実や地方公共団体による活用を進める。
- ・関係人口創出・拡大のための対流促進事業について、事業を実施し、2029 年度以降 KPI の達成状況等を踏まえ今後の方向性を検討する。
- ・地域価値共創の推進のため、2026 年 9 月までに環境整備を進め、2026 年 10 月以降は情報発信や、協業の取組のモデル事例の創出等を推進する。
- ・人材シェアに向けた特定居住支援法人の取組の推進や官民連携プラットフォームでの普及啓発を継続し、案件の形成やその後の横展開を図る。
- ・リモートワークを活用し官民共創で地方への人流を創出するため、マッチングイベント、伴走支援等を実施し、毎年度成果を検証する。

- ・ 棚田地域振興活動計画の策定等の働き掛け及び取組実施を支援し、2029 年度に、棚田地域振興法³⁹の運用状況等を踏まえて施策の方向性を検討する。
- ・ 引き続き、地域おこし協力隊や地域活性化起業人の増加に向けた制度周知やサポート強化、特定地域づくり事業協同組合の設立支援等を実施する。
- ・ 引き続き、若者や女性の地域交流促進に向け、ふるさとワーキングホリデーの更なる制度周知や、大学等と地方公共団体との連携促進等を推進する。
- ・ 地域企業の経営人材確保を後押しするため、2027 年度までのレビキャリア⁴⁰登録者 1 万人達成に向け、引き続き周知広報等の取組を実施する。
- ・ 地方におけるプロフェッショナル人材の活用促進に向けて事業を継続し、2029 年度以降は事業の進捗を踏まえ今後の方向性を検討する。

r. 地方への移住推進

(1) 地方移住の更なる促進

① 地方移住の更なる促進

[KPI]

- ・ 東京圏から地方への移住者数：10,000 人（2027 年度）

[工程]

- ・ 地方創生移住支援事業について、事業実施及び制度等の広報・周知を行うとともに、2027 年度に KPI の見直しを行う。

³⁹ 令和元年法律第 42 号。

⁴⁰ 株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）のデータベースを活用した地域金融機関経由でのマッチング事業。

第4節 横断的施策の推進

第1節から第3節までに記載した「強い地域経済の構築」、「豊かな生活環境」及び「選ばれる地方」の実現に向けた各施策のほか、複数のアウトカムに広く貢献すると考えられる主な施策を以下のとおり整理した。このほか、子育て支援策について、こども・子育てや教育に関する国の役割や、ナショナルスタンダードの観点も踏まえて、全国的な支援の在り方を財源も含め検討し、その結果に応じて必要な措置を講ずる。

(1) 人的支援・人材育成

- ①より多くの地域に寄り添うための人的支援の充実
- ②政府デジタル人材の確保・育成
- ③地創塾等地方を担う人材育成の推進
- ④地方における法曹人材の確保

[KPI]

- ・「地方創生人材支援制度」⁴¹により官民の人材による人的支援を行った地方公共団体の延べ数：270 団体（2030 年度）
- ・「地方創生伴走支援制度」⁴²により国の職員等による人的支援を行った地方公共団体の延べ数：360 団体（2030 年度）
- ・情報システム統一研修修了者数：6,000 人（各年度）
- ・地方創生カレッジの受講者数：54,000 人（2029 年度）

[工程]

- ・地方創生人材支援・伴走支援制度による人的支援を各年度効果検証し派遣者・支援官のマッチングや後方支援、研修等及び周知等を通じ拡充する。
- ・政府デジタル人材の確保・育成に向け、情報システム統一研修の実施を継続して進める。
- ・地方を担う人材育成・確保のため、e ラーニング講座の提供等を行い、2028 年度以降は事業の進捗を踏まえて方向性を検討する。
- ・法曹人材の地方定着に向け、地方における新規ニーズ開拓に係る実証実験等を行い、2027 年度以降は施策実施に向けた検討を行う。

⁴¹ 中小市町村等に専門的な知見を有する官民の人材を派遣する人的支援制度。

⁴² 中小市町村に国の職員が本来の業務を行いながら、2～3名のチームで定期的なオンライン会議や現地訪問を通じた助言等伴走支援を実施する人的支援制度。

(2) 情報支援・デジタルツールの整備

- ① RESAS⁴³、RAIDA⁴⁴による情報支援の強化
- ② 地域密着型データ等の活用による地域連携の充実・深化
- ③ 地方公共団体内情報活用（公共サービスメッシュや国が推進する SaaS⁴⁵等の普及）を通じた地方公共団体業務の効率化
- ④ デジタル行財政改革の推進
- ⑤ 地方における DX の原資となる地理空間情報の整備・利活用促進
- ⑥ 統計データ利活用促進のための人材確保・環境整備支援等

[KPI]

- ・ RESAS 研修等の受講者数：10,000 人（2030 年度）
- ・ 統計研修修了者数：11,000 人（2028 年度）

[工程]

- ・ 地方版総合戦略等の支援に向け、利用者の声を踏まえた RESAS の高度化や RAIDA の機能追加も踏まえ、研修やアイデアコンテスト等を実施する。
- ・ 地域密着型の定性データを活用した地域課題の把握等により地域連携の充実・深化を図る。
- ・ 公共サービスメッシュを 2026 年度以降追加開発し、国が推進する SaaS 等の利用に係るデータ連携を円滑かつ低コストで実現する。
- ・ 2023 年度から開始した交付金により全国展開の先行的取組を引き続き支援するとともに、国・地方デジタル共通基盤の整備を推進する。
- ・ 国土数値情報等の地理空間情報の整備を進め、2027 年度以降はニーズ調査を踏まえた整備・更新や利活用の促進に取り組む。
- ・ 統計人材の確保・育成に向け、引き続き統計研修等を推進する。

(3) 規制・制度改革

- ① 地方創生における特区⁴⁶の再起動
- ② 持続可能な地方行財政の確保に向けた地方分権改革の加速化
- ③ 技術の進展に適応した規制環境の実現（地方のアナログ規制見直し）

[KPI]

- ・ 国家戦略特区制度を通じて実現した規制改革事項数（全国展開済みの措置

⁴³ 地域経済に関するビッグデータを地図上やグラフで可視化する地域経済分析システム（Regional Economy Society Analyzing System）。

⁴⁴ RAIDA の機能や役割を示す英単語である「Regional Issue」、「Analysis」、「Insight」、「Data-Driven and Digital」及び「Accelerate digitalization」の頭文字。地域におけるデータ分析・政策検討等の基盤となる地方創生データ分析評価プラットフォーム。

⁴⁵ Software as a Service の略。

⁴⁶ 国家戦略特区（先端的サービスの実装等による地域課題の解決に取り組むモデル地域であるスーパーシティ、デジタル田園健康特区、連携“絆”特区等）、構造改革特区及び総合特区をいう。

を含む。) : 205 件 (2028 年度)

- ・地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しの進捗状況 : 50% (2026 年度)

[工程]

- ・地域課題の解決等のため、特区制度を活用した地方発の大胆な規制・制度改革を推進するとともに、地域のチャレンジを徹底してサポートする。
- ・地方公共団体の事務処理方法の見直し等を重点的に進め、2027 年以降はその内容や地方の提案を踏まえ、事務簡素化やサービス維持等に取り組む。
- ・地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しを推進し、2027 年度以降は、各団体における自律的な取組に向けた必要な支援を実施する。

(4) 財政・金融による支援等

- ①地域未来交付金の活用促進
- ②地域の課題解決、成長促進のための資金の流れの促進
- ③地域の実情に応じた取組に対する地方財政措置
- ④本社機能の地方移転・拡充の更なる促進

[KPI]

- ・2026 年度の交付金採択事業のうち、当該事業の KPI 目標を 1 つでも達成した事業の割合 : 75% (2026 年度)
- ・地域課題解決に資する具体的な取組を実施している金融機関の割合 : 70% (2029 年度)
- ・地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計 : 40,000 人 (2015 年度～2027 年度累計)

[工程]

- ・地域未来交付金について、各年度地域未来戦略に資する事業に対して支援を行い、翌年度において効果検証を実施する。
- ・地域金融力強化のため、金融機関等と地方公共団体の連携強化の後押しを進め、2027 年度以降は事業の結果を踏まえて展開を検討する。
- ・金融機関等の地方創生に資する取組調査や表彰等を通じたモニタリング事業を推進し、2027 年度以降は状況を踏まえて方向性を検討する。
- ・利子補給制度それぞれの資金ニーズに応じた柔軟な支援について、2027 年度以降は取組成果を踏まえた展開を検討する。
- ・2026 年度に「地方創生推進費」1.0 兆円、「地域未来基金費」0.4 兆円を計上。引き続き地域の実情に応じた取組に必要な地方財政措置を講ずる。
- ・税制優遇等による企業の移転・拡充の後押しを 2027 年度まで継続し、2028 年度以降は取組の進捗等を踏まえ方向性等を検討する。

(5) その他

- ①政府関係機関の地方移転
- ②国民的な機運向上等に向けた表彰等を始めとした広報の展開
- ③SDGs を起点とした地方創生戦略
- ④東日本大震災の被災地における地方創生
- ⑤広域リージョン連携⁴⁷の推進
- ⑥広域地方計画等⁴⁸に基づく「シームレスな拠点連結型国土」⁴⁹の実現

[KPI]

- ・地方創生 SDGs の取組を加速化するための自律的好循環エコシステムの創出（地方創生 SDGs に取り組む地方公共団体の割合）：80%（2030 年度）

[工程]

- ・政府関係機関の地方移転は、リダンダンシー確保の必要性等、昨今の変化等を踏まえ、国が検討した上で、地方の提案も踏まえ、順次結論を出す。
- ・様々な層に対し、地域未来戦略への理解を促進し、興味・関心を喚起するための広報を展開する。
- ・地方創生 SDGs の推進に向け、未来都市計画のフォローアップ等に加え、各施策の状況を検証し、小規模地方公共団体や官民連携の支援等を行う。
- ・東日本大震災の被災地における地方創生について、復興の取組との連携の充実・強化を図り、被災地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援する。
- ・広域リージョン連携の取組を推進し、省庁横断的な支援により、各地域の成長やイノベーション創出につながる施策の実施を促進する。
- ・広域地方計画等に基づく広域的なプロジェクトに対し、広域リージョン連携の枠組みとも結合しながら、ハード・ソフト両面から支援を行う。

⁴⁷ 北海道及び沖縄県はそれぞれのエリアを広域リージョンとして扱うことが可能。

⁴⁸ 北海道総合開発計画及び沖縄振興計画を含む。全国8つの広域圏で令和8年6月に新たな広域地方計画を策定。

⁴⁹ 人口や諸機能が広域的に分散する国土構造に向け、多様な地域の拠点への諸機能の集約化を図りつつ、質の高い交通やデジタルのネットワークの強化を通じて、シームレスにつながり合う拠点連結型国土。

第5節 その他の施策の推進

1. 強い地域経済の構築

- (1) 賃上げ環境整備
- (2) 地元中小企業の受注機会の確保・拡大
- (3) ローカル・ゼブラ企業⁵⁰の創出
- (4) 地域を支える建設産業の持続的な維持・発展
- (5) 地域に根ざし、日本を支え、世界と競う海事産業の振興
- (6) 国直轄工事への新規参入の拡大
- (7) 地域を支える建設業と物流業の相互連携の推進
- (8) 地域の産業振興等と連携した新モダリティシフトの強力な促進
- (9) 「ヒトを支援する AI ターミナル」、「サイバーポート」等による港湾の生産性向上・労働環境改善・災害時等支援の高度化
- (10) 地域の大切な資産のリノベーションや活用等の促進による個性ある地方都市再生
- (11) 地方への不動産投資の促進
- (12) 観光地における渋滞対策、クルーズ振興等のインバウンドの受入環境整備の推進
- (13) 産業遺産を活用した地域の魅力増進
- (14) 図柄ナンバープレート（地方版）を活用した地域活性化
- (15) 里業・森業・海業の振興
- (16) ジビエ利用の拡大に向けた取組の推進
- (17) 食料システム法⁵¹の計画認定制度に基づく地域の食品産業の持続的な発展の推進
- (18) ゼロカーボンシティを目指した魅力ある地域づくり
- (19) 意欲と能力のある者により酒造りが始められる取組、伝統的な清酒産業・文化の持続的な発展・継承
- (20) 伝統工芸品・地場産業の販路開拓等支援
- (21) 刑事施設における作業等を通じた地方創生
- (22) 日本博による文化コンテンツの拡充
- (23) 生活文化等の振興による地方創生
- (24) 地域における文化芸術活動の基盤強化による地方創生
- (25) オンチェーンの基盤となるウォレットの活用に係る取組の推進
- (26) サイクルツーリズムの推進等による自転車の活用の推進
- (27) 地域の環境資源等を最大限活用した付加価値創出等推進事業
- (28) インフラをいかした「稼ぐ藻場」の形成や釣り文化振興等による地方創生
- (29) 海藻等の保全・再生活動による CO2 吸収固定対策を通じた地域活性化

⁵⁰ ビジネスの手法で地域課題の解決にポジティブに取り組み、社会的インパクト（事業活動や投資によって生み出される社会的・環境的变化）を生み出しながら、収益を確保する企業。

⁵¹ 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）。

- (30) 雪氷熱の利用促進に向けた体制構築
- (31) 地産地消の再生可能エネルギー都市の形成（シン・スマートシティ）
- (32) 地域脱炭素人材の確保・シェアリングの推進
- (33) 地域の中小企業の省エネ支援体制の構築
- (34) 炭素除去（CDR）等クレジット創出による地方創生
- (35) 商用電動車の劣化バッテリーを再利用した再生可能エネルギーの地産地消モデルの推進
- (36) CNP⁵²、気候変動対策、洋上風力、資源循環等の港湾利用・保全の取組
- (37) 地域資源を活用した国産 SAF⁵³の利用環境の整備
- (38) 地域資源の循環利用を通じた持続可能な地域づくり
- (39) 里山広葉樹の利活用を通じた再生の取組
- (40) 強靱な国産材サプライチェーン構築を通じた「森の国・木の街」実現
- (41) 地域一体となった防除の実現
- (42) 「地域循環共生圏」の創造による新たな成長の実現
- (43) 気候変動にサステナブルな付加価値の創出
- (44) 金融・資産運用特区の実現・発展
- (45) 地域におけるインパクト投資の機運醸成・裾野拡大
- (46) 地域金融機関による地域資源の活用や地域課題の解決
- (47) 成長加速マッチングサービスの利活用促進
- (48) 再生フェーズ周辺の中小企業・小規模事業者の集約化促進
- (49) 地域経済を支える小規模事業者への支援強化
- (50) 地方の国際的取組との連携・協力（地方連携推進）
- (51) 地方への対日直接投資の促進
- (52) 知的財産の戦略的活用支援
- (53) 福島イノベーション・コースト構想を核とした福島県浜通り地域等の産業発展
- (54) 先端研究基盤の全国ネットワーク化による地方の研究力強化
- (55) 早期実現と産業化を目指したフュージョン（核融合）拠点の形成
- (56) 産学官共創やスタートアップ創出のイノベーション・エコシステムの構築
- (57) スタートアップを核としたオープンイノベーションの推進
- (58) スタートアップと地方公共団体の連携・調達の促進
- (59) 地域における ICT スタートアップ創出による地域経済の発展
- (60) GX・環境領域のディープテック・スタートアップの更なる推進
- (61) 高精度測位サービスの活用促進によるスマートシティ、スマート農業実現への貢献
- (62) 畜産クラスター事業を活用した地域経済・社会の維持・強化
- (63) 経済安全保障推進法⁵⁴に基づく特定重要物資の安定供給確保

⁵² Carbon Neutral Port の略。脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素等の受入環境の整備等を図る港湾。

⁵³ Sustainable Aviation Fuel の略。持続可能な航空燃料。

⁵⁴ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和 4 年法律第 43 号）。

- (64) 「新結合」を全国各地で生み出す取組
- (65) 有機農業を通じた魅力的な地域づくりの推進
- (66) 地域における事業承継の担い手の確保
- (67) 地域金融機関の事業者支援の取組推進（経営改善・事業再生、事業承継支援等）
- (68) GX 戦略地域制度、ワット・ビット連携の推進
- (69) 拠点分散促進に資する量子暗号通信⁵⁵網の社会実装
- (70) 中山間地域の活性化の一翼を担う流域資源の活用
- (71) 農作物の鳥獣被害防止対策の高度化
- (72) i-Construction 2.0 の推進
- (73) 国土情報基盤の強化による建設・農林水産分野等のDX推進と人手不足への対応
- (74) マイナンバーカードによる民間電子商取引の発展
- (75) 国際コンテナ戦略港湾政策による地方立地企業の輸出入等ビジネス環境の向上
- (76) 強い沖縄経済の実現
- (77) 「GREEN×EXPO 2027」を契機とした花き・花木・盆栽の需要喚起
- (78) 官民や事業者間で連携した人材の確保及び事業者間で共通した技術系人材の訓練・育成
- (79) 地域人材の自律的な育成に向けたモデル構築
- (80) 企業 DX 推進に資するデジタル人材育成
- (81) 職業訓練のデジタル分野の重点化の推進
- (82) 地域のサイバーセキュリティ人材の育成
- (83) 地域におけるサイバーセキュリティ対策の促進
- (84) 育成就労制度の適正かつ円滑な運用
- (85) 都道府県と市町村が連携した DX 推進体制の構築

2. 豊かな生活環境

イ. 持続可能な生活インフラの実現

- (1) 円滑な食料入手に向けた食料提供システムの構築
- (2) 放送ネットワークの強靱化等によるテレビ視聴環境等の確保
- (3) 特定有人国境離島地域の地域社会維持の実現
- (4) 民間事業者等の公共貢献をいかした持続可能な協働型都市再生
- (5) 持続的なエリアマネジメントによる地域経営、公共空間の更なる利活用
- (6) 人口減少下に適応した国土利用・管理の推進
- (7) 生活道路等における人優先の安全・安心な通行空間の整備等の推進
- (8) 安全・安心に暮らせる道路交通環境の整備等の推進
- (9) 自転車ネットワークの活用によるグリーンモビリティタウン

⁵⁵ 量子コンピュータの大規模化に伴う既存の暗号の解読リスクに対し、量子力学の性質を利用し、暗号鍵を送受信者間で安全に共有する技術。

- (10) 若年世帯を含む多様な世帯が生き生きと暮らすことのできる住宅団地の再生
- (11) ローカル鉄道の再構築
- (12) 路面電車の走行空間の整備等による地域のにぎわいや安心して暮らせる生活環境の創出
- (13) 歩行空間等のオープンデータを活用した移動支援サービスの普及・高度化
- (14) 道路空間の再配分による新しい物流対策
- (15) 地域における国公有財産の総合的活用の推進
- (16) 地方公共団体が所有する複数の遊休地の効果的な活用
- (17) PPP／PFI を活用したフェーズフリーな施設整備等の推進
- (18) 再生可能エネルギーを活用した避難所等の防災機能の強化
- (19) 防災・減災、国土強靱化の推進
- (20) 地震・火災に脆弱な密集市街地の整備改善や安全確保
- (21) 地方公共団体との人事交流の拡大・退職自衛官の再就職支援
- (22) 防災気象情報の高度化等による地域の防災対応支援
- (23) 山地災害からの地域の守り手確保に向けた対策
- (24) 空港の防災拠点としての有効活用
- (25) 港を核とした海上支援ネットワークの形成
- (26) 災害廃棄物対策による災害に強いまちづくり
- (27) 国土強靱化に向けた災害発生時における警察の対処能力の向上
- (28) 学校施設の耐災害性の強化
- (29) 災害からの迅速な復旧・復興やインフラ整備に資する地籍整備の推進
- (30) 地域工務店等による発災時の住まい確保に係る官民連携や担い手確保等の促進
- (31) 被災者支援業務等災害対応のデジタル化
- (32) ロボット配送の社会実装
- (33) 消防防災分野における新技術の活用の推進
- (34) 木材を始めとした地域の建材利用の促進による地域での住まいの確保と地域経済の発展の実現
- (35) 新たな道路管理システムの構築
- (36) 道路における新たなモビリティサービスの社会実装の実現
- (37) バスタプロジェクトの推進、新たなモビリティに対応した道路空間の整備
- (38) 地方創生拠点を活用した自動運転等の推進
- (39) 社会的ニーズの変化や自動運転等の新技術の実装を見据えた物流拠点整備
- (40) 安全な自動運転等の社会実装に向けた課題に関する調査研究
- (41) 空飛ぶクルマの社会実装
- (42) 地域の将来像を踏まえた広域的な観点からのインフラ集約・再編の促進
- (43) 浄化槽の適切な利活用
- (44) 国土の骨格を支える高規格道路ネットワークの整備推進
- (45) 整備新幹線、リニア中央新幹線等の幹線鉄道ネットワーク及び都市鉄道

の整備推進

- (46) 地域の基幹産業の競争力強化や離島交通の安定的確保等に資する港湾整備の推進
- (47) 空港の機能向上と国内航空ネットワークの維持・活性化
- (48) 地方公共団体におけるデータと AI 活用の推進

ウ. 地域の暮らしの満足感向上

- (1) 地方公共団体の官公需における入札制度の適切な運用
- (2) 「道の駅」第3ステージの推進
- (3) 多世代・分野横断的な地域社会の担い手の掘り起こし
- (4) 法テラスによる持続可能な総合法律支援体制の整備
- (5) デジタル技術を活用した紛争解決手続（ODR）の推進
- (6) 孤独・孤立状態の予防の推進
- (7) 地域に根ざした地域の魅力を高める人権啓発活動の実施
- (8) 地方公共団体における再犯防止施策の充実・発展
- (9) 安全・安心な地方の生活環境の創生に向けた更生保護の地域展開
- (10) 持続可能な保護司制度の確立を通じた安全・安心な地域社会の創生
- (11) 行政相談委員、民生委員、保護司、人権擁護委員等の連携による地域課題の解決
- (12) 増大する救急需要への対応
- (13) 気候変動に対応した快適な暮らし空間の確保
- (14) 安心・安全に暮らすことのできる地域の実現に向けた地域防犯力強化への支援
- (15) 警察業務のデジタル化の推進
- (16) 誰もが安心・安全に暮らせる生活環境の創生に向けた地方消費者行政の充実・強化
- (17) 消費者庁新未来創造戦略本部における取組
- (18) 国民運動「デコ活」の推進
- (19) 全国の医療機関等の中で保健・医療・介護情報を共有できる基盤の構築等
- (20) データ連携基盤の共同利用の推進とデータ利活用事例の展開
- (21) 気象データ利活用による生産性向上
- (22) Well-being の向上に向けたデータ利活用による地域課題解決
- (23) 「i-都市再生」の地域への実装による DX の促進
- (24) データ活用による空き家対策等業務の変革
- (25) 水道のスマートメーターを活用した高齢者等の見守り
- (26) 「建築・都市の DX」の推進
- (27) 未来技術の社会実装により地域課題の解決を目指す伴走支援事業
- (28) 利用者の ICT リテラシー向上
- (29) マイナンバーカードと運転免許証の一体化等
- (30) マイナンバーカードで様々な公的サービスが受けられる行政カード化の

推進

- (31) マイナンバーカードによるオンライン行政サービスの推進
- (32) マイナンバーカードの普及・利用拡大及びスマホ搭載の推進
- (33) DMP⁵⁶やサービスカタログ⁵⁷等を通じたデジタル公共財の共同利用・共同調達
- (34) 国・地方共通相談チャットボットによる地方公共団体職員の負担軽減等
- (35) デジタル活用推進事業債による自治体 DX・地域社会 DX の推進
- (36) 地域社会 DX の推進

3. 選ばれる地方

エ. 魅力が感じられる地方の実現

- (1) 地域共同での若手育成・職場情報の発信強化
- (2) 交通・まちづくり分野におけるジェンダー視点の反映
- (3) 地方公務員の兼業・副業の弾力化
- (4) 会計年度任用職員の処遇改善を含む在り方の見直し
- (5) 自衛官の生活・勤務環境の改善
- (6) 高校生の「地域留学」の推進
- (7) 新しい時代の学びを実現する「楽しい学校施設」の整備
- (8) 地域社会との共助による教育環境の構築
- (9) 文字・活字文化の拠点整備促進等
- (10) 専門高校を拠点とした地方創生支援・地域人材の育成（高校の特色化・魅力化を含む。）
- (11) 伝統行事等のこども・若者の担い手育成等による地方創生
- (12) 地域を挙げた食育活動による「豊かな食と農のまちづくり」の実現
- (13) 学校給食における地産地消の推進
- (14) 共生社会の実現に向けた外国人への支援体制の構築
- (15) JET 青年等の地域での活躍の推進
- (16) 障害の有無等によらない文化芸術活動環境の実現
- (17) 官民の垣根を越えた共創の取組による北海道開発の推進や定住環境の維持に向けた「道の駅」の機能充実、ウポポイ（民族共生象徴空間）の充実等
- (18) アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現
- (19) 若者に選ばれる地方
- (20) 農山漁村における官民共創促進のための体制整備
- (21) 通いによる農林水産業への参画・地域のコミュニティの維持や農山漁村を支える官民の副業促進
- (22) 農山漁村における地元企業等との案件形成に向けた資金・人材の確保

⁵⁶ 「デジタルマーケットプレイス」の略。事業者がデジタル庁と基本契約を締結の上、サービスを登録し、各行政機関等が仕様に基づいてカタログサイトで検索・選定を行い、クラウドソフトウェア（SaaS）を調達する手法。行政の効率的かつ迅速なソフトウェア調達を実現するとともに中小・スタートアップ事業者の公共調達市場参入を促すことを目的とする。

⁵⁷ 「デジタル地方創生サービスカタログ」の略。地方公共団体におけるデジタルを活用した地方創生推進のため、優良なデジタル実装を支えるサービスをカタログ化したもの。

- (23) 地域の魅力と価値向上の一翼を担う「かわまちづくり」の推進
- (24) 地方私立大学による人材育成機能の確保
- (25) 高等専門学校による産学連携・人材育成を通じた地方創生
- (26) 企業版ふるさと納税の更なる活用促進等
- (27) こどもの農山漁村体験の推進
- (28) 福島県浜通り地域等の関係人口拡大
- (29) 官民連携により遊休公的施設の利活用を図るスモールコンセッションの推進
- (30) 空き地等の円滑な利活用や適正管理の推進
- (31) 担い手育成や法令の弾力運用等の取組による地域資源としての古民家の再生
- (32) 地域金融機関による人材マッチングの促進
- (33) 地域一体での人材確保・育成・定着モデルの普及促進
- (34) 離島と本土の人流創出
- (35) 地域資源をいかした条件不利地域（離島、奄美、小笠原、半島、豪雪等）の振興
- (36) 教育データ利活用の推進と教育分野における認証基盤の整備

第6節 本戦略の実効性を高めるためのロジックモデルの作成等

第2章の目標を実現するため、同章の基本的方向を踏まえつつ、第3章第1節から第5節までにおいて政府が講ずべき施策を具体化するとともに、以下のとおり目標と各施策との因果関係（ロジックモデル）の整理を行い、進捗や成果を客観的かつ的確に把握できる KPI の設定等を行うことにより、PDCA サイクルを徹底し、本戦略全体の実効性を高めていく。

【強い地域経済の構築】

インパクト KPI 東京圏以外における就業者一人当たり年間付加価値労働生産性の伸び率：東京圏以上（2030 年）

アウトカム KPI ①東京圏以外の GDP の成長率：東京圏以上（2030 年）
 ②全国で新設された事業所のうち、東京圏以外で新設された事業所数の割合：54%（2025 年）から 59%に増加（2030 年）
 ③農林水産物・食品の輸出額とインバウンドによる食関連消費額の合計：3 倍（2030 年）
 ※農林水産物・食品の輸出額については 2024 年、インバウンドによる食関連消費額については 2023 年を基準年とする。
 ④訪日外国人旅行者数：6,000 万人（2030 年）
 訪日外国人旅行者の地方部における延べ宿泊者数：1.3 億

人泊（2030 年）

⑤デジタル人材育成数：230 万人（2026 年度末）

※2027 年 4 月 1 日以降の目標については、今後デジタル庁で検討。

【豊かな生活環境】

インパクト KPI 生活インフラの質の維持や暮らしへの安心感により、地域での生活がこれから良くなっていくと思う人の割合：42%（2026 年）から 46%に向上（2030 年）

アウトカム KPI ①「交通空白」地区：2,740 地区（2026 年）から 0 地区に減少⁵⁸（2030 年）

②買物に困難を感じている人の割合：23%（2026 年）から 19%に減少（2030 年）

③医療・介護サービス等の地域の社会保障体制に満足している人の割合：66%（2026 年）から 70%に向上（2030 年）

④地域の行政サービスの提供体制に満足している人の割合：65%（2026 年）から 69%に向上（2030 年）

【選ばれる地方】

インパクト KPI 東京圏以外で暮らすことを希望し実現できている、若者や女性の割合：

若者 40%（2026 年）から 44%に向上（2030 年）

女性 45%（2026 年）から 49%に向上（2030 年）

アウトカム KPI ①東京圏以外において、自分らしく過ごしていると思う人の割合：73%（2026 年）から 77%に向上（2030 年）

②東京圏以外において、地域や職場で若者や女性の意見が尊重されていると思う人の割合：30%（2026 年）から 34%に向上（2030 年）

③関係人口の濃淡別実人数：増加（2030 年）

※具体的な基準値及び目標値については、2026 年度中に実施予定の調査の結果等を踏まえて設定。

第 7 節 PDCA サイクルの徹底

第 6 節で示したロジックモデルについて、内閣官房地域未来戦略本部事務局及び各府省庁において、毎年 KPI の実績値を把握することにより検証を行い、必要に応じて本戦略の改訂等を実施する。

⁵⁸ 「取組方針 2026」に記載のとおり、住民等の移動の足に関する日常生活の困りごとの改善に進捗が見られていない地区が 0 になることをいう。

ロジックモデル

経済・社会等の変化

政府が直接コントロールできる部分

※地方公共団体の施策は含まない

インパクト
= 政策目標

3項目3指標

アウトカム
= 国民・企業等の動き

4項目12指標

アウトプット
= 関連施策の成果

18項目43指標

強い地域経済の構築

KPI : 東京圏以外における就業者一人当たり年間付加価値労働生産性の伸び率

ア. 産業クラスターの形成に伴う高付加価値型産業創出

- ・A. 戦略産業クラスター計画
- ・B. 地域産業クラスター計画
- ・C. 地場産業成長プラン

KPI ①東京圏以外のGDPの成長率
②全国で新設された事業所のうち、東京圏以外で新設された事業所数の割合
③農林水産物・食品の輸出額とインバウンドによる食関連消費額の合計
④訪日外国人旅行者数及び訪日外国人旅行者の地方割における延べ宿泊者数
⑤デジタル人材育成数

- a. 地域資源の活用促進
- b. GX・DXの推進
- c. 産業の地方移転・産業立地促進
- d. 中堅・中小企業等の稼ぐ力の強化
- e. スタートアップの創出促進
- f. 地場産品の輸出促進
- g. インバウンド促進
- h. 人材育成・リスティング促進



豊かな生活環境

KPI : 生活インフラの質の維持や暮らしへの安心感により、地域での生活がこれから良くなっている人の割合

イ. 持続可能な生活インフラの実現

KPI ①「交通空白」地区
②買物に困難を感じている人の割合

- i. 公共交通の維持
- j. 買物環境の維持
- k. インフラの維持
- l. 災害対応の強化の促進

ウ. 地域の暮らしの満足感向上

KPI ③医療・介護サービス等の地域の社会保障体制に満足している人の割合
④地域の行政サービスの提供体制に満足している人の割合

- m. 満足できる子育て・医療・介護・福祉サービスの実現
- n. 持続可能なまちづくり

選ばれる地方

KPI : 東京圏以外で暮らすことを希望し実現できている、若者や女性の割合

エ. 魅力が感じられる地方の実現

KPI ①東京圏以外において、自分らしく過ごせたいと思う人の割合
②東京圏以外において、地域や職場で若者や女性の意見が尊重されていると思う人の割合
③関係人口の濃淡別実人数

- o. 多様性に富んだ地方の実現
- p. 教育環境整備の推進
- q. 都市と地方の共生の実現
- r. 地方への移住推進

47都道府県のどこに住んでいても、安全に生活することができ、必要な医療・福祉や質の高い教育を受けることができ、働く場所がある社会の実現